購買・販売事業取扱実績

■購買品（生産資材）取扱実績

（単位：百万円）

種類		令和4年度取扱高	令和3年度取扱高	令和2年度取扱高
生産資材	肥料	1,072	858	832
	農薬	673	698	637
	生産資材	296	321	303
	飼料	90	75	68
	素畜	6	7	11
	農産出荷資材	26	27	29
	農産種苗	115	101	126
	園芸出荷資材	239	242	241
	園芸種苗	199	205	218
	農機具	666	644	707
	計	3,387	3,183	3,178
生活物資	自動車	592	535	537
	ＬＰガス	924	865	915
	油類	768	826	633
	グリーン	320	303	292
	生活購買	17	18	10
	計	2,624	2,550	2,388
合計		6,011	5,733	5,567

■販売品取扱実績

（単位：百万円）

種類		令和4年度取扱高	令和3年度取扱高	令和2年度取扱高
農産	米	1,823	1,943	1,857
	麦	330	245	175
	大豆	289	248	213
	種子他	264	248	288
	計	2,708	2,685	2,534
園芸	野菜	4,005	3,059	3,037
	果実	532	564	587
	花卉・観葉	659	621	638
	計	5,197	4,244	4,262
畜産	肉牛	106	96	143
	肉豚	519	444	540
	計	626	541	684
産直		4,086	3,916	4,020
合計		12,618	11,388	11,502

自己資本の充実の状況

■自己資本の充実の状況

①自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円）

項目	令和4年度	経過措置による不算入額
コア資本にかかる基礎項目　（1）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	62,509	
うち、出資金及び資本準備金の額	3,605	
うち、再評価積立金の額	－	
うち、利益剰余金の額	59,053	
うち、外部流出予定額　（△）	142	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 6	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	114	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	114	
うち、適格引当金コア資本算入額	－	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	
うち、回転出資金の額	－	
うち、上記以外に該当するものの額	－	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	
コア資本にかかる基礎項目の額　（イ）	62,624	
コア資本にかかる基礎項目　（2）		
無形固定資産（モーゲージ･サービシング･ライツに係るものを除く。）の額の合計額	61	
うち、のれんに係るものの額	－	
うち、のれん及びモーゲージ･サービシング･ライツに係るもの以外の額	61	
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	
適格引当金不足額	－	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	
前払年金費用の額	－	
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	－	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	
うち、モーゲージ･サービシング･ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	－	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	
うち、モーゲージ･サービシング･ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	61	
自己資本		
自己資本の額（（イ）―（ロ））　（ハ）	62,563	
リスク･アセット等　（3）		
信用リスク･アセットの額の合計額	350,030	
うち、経過措置によりリスク･アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,576	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ･サービシング･ライツに係るものを除く）	－	
うち、繰延税金資産	－	
うち、前払年金費用	－	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,576	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	－	
うち、上記以外に該当するものの額	－	
オペレーショナル･リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	24,057	
信用リスク･アセット調整額	－	
オペレーショナル･リスク相当額調整額	－	
リスク･アセット等の額の合計額　（ニ）	374,088	
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	16.72%	

（注１）「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第２号）に基づき算出しています。
（注２）当ＪＡは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用にあっては信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあっては基礎的手法を採用しています。

自己資本の充実の状況

（単位：百万円）

項　目	令和3年度	経過措置による不算入額
コア資本にかかる基礎項目　（1）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	60,457	
うち、出資金及び資本準備金の額	3,589	
うち、再評価積立金の額	－	
うち、利益剰余金の額	57,018	
うち、外部流出予定額　（△）	141	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 8	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	135	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	135	
うち、適格引当金コア資本算入額	－	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	
うち、回転出資金の額	－	
うち、上記以外に該当するものの額	－	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	
コア資本にかかる基礎項目の額　（イ）	60,592	
コア資本にかかる基礎項目　（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	71	
うち、のれんに係るものの額	－	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	71	
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	
適格引当金不足額	－	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	
前払年金費用の額	－	
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	－	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	－	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	71	
自己資本		
自己資本の額（（イ）ー（ロ））　（ハ）	60,520	
リスク・アセット等　（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	346,794	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 3,153	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）	－	
うち、繰延税金資産	－	
うち、前払年金費用	－	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 3,153	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	－	
うち、上記以外に該当するものの額	－	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	24,048	
信用リスク・アセット調整額	－	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	370,843	
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	16.31%	

（注１）「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第２号）に基づき算出しています。
（注２）当ＪＡは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用にあっては信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあっては基礎的手法を採用しています。

自己資本の充実の状況

（単位：百万円）

項　目	令和2年度	経過措置による不算入額
コア資本にかかる基礎項目　（1）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	58,064	
うち、出資金及び資本準備金の額	3,579	
うち、再評価積立金の額	－	
うち、利益剰余金の額	54,632	
うち、外部流出予定額　（△）	141	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 4	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	493	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	493	
うち、適格引当金コア資本算入額	－	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	
うち、回転出資金の額	－	
うち、上記以外に該当するものの額	－	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	
コア資本にかかる基礎項目の額　（イ）	58,558	
コア資本にかかる基礎項目　（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	66	
うち、のれんに係るものの額	－	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	66	
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	
適格引当金不足額	－	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	
前払年金費用の額	－	
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	－	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	－	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	66	
自己資本		
自己資本の額（（イ）ー（ロ））　（ハ）	58,492	
リスク・アセット等　（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	342,212	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 5,634	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）	－	
うち、繰延税金資産	－	
うち、前払年金費用	－	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 5,634	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	－	
うち、上記以外に該当するものの額	－	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	23,765	
信用リスク・アセット調整額	－	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	365,978	
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	15.98%	

（注１）「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第２号）に基づき算出しています。
（注２）当ＪＡは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用にあっては信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあっては基礎的手法を採用しています。

■自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

（単位：百万円）

令和4年度	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	1,554	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	54,631	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	13,620	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	1,902	190	7
我が国の政府関係機関向け	5,511	440	17
地方三公社向け	2,102	120	4
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	811,500	162,300	6,492
法人等向け	7,710	3,254	130
中小企業向け及び個人向け	68,763	50,303	2,012
抵当権付住宅ローン	75,461	25,792	1,031
不動産取得等事業向け	7,679	7,540	301
三月以上延滞等	155	140	5
取立未済手形	94	18	0
信用保証協会等保証付	1,398	127	5
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－
共済約款貸付	－	－	－
出資等	1,601	1,601	64
（うち出資等のエクスポージャー）	1,601	1,601	64
（うち重要な出資のエクスポージャー）	－	－	－
上記以外	54,029	98,339	3,933
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	－	－	－
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	28,507	71,268	2,850
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	1,038	2,596	103
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等の係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	－	－	－
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準を上回る部分に係るエクスポージャー）	－	－	－
（うち上記以外のエクスポージャー）	24,483	24,474	978
証券化	－	－	－
（うちSTC要件適用分）	－	－	－
（うち非STC要件適用分）	－	－	－
再証券化	－	－	－
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,377	1,438	57
（うちルックスルー方式）	1,377	1,438	57
（うちマンデート方式）	－	－	－
（うち蓋然性方式250%）	－	－	－
（うち蓋然性方式400%）	－	－	－
（うちフォールバック方式）	－	－	－
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	－	－	－
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	－	1,576	63
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	1,109,095	350,030	14,001
ＣＶＡリスク相当額÷８%	－	－	－
中央清算機関関連エクスポージャー	－	－	－
信用リスク・アセットの額の合計額	1,109,095	350,030	14,001
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
		24,057	962
所要自己資本額計	リスク・アセット等（分母）計 a		所要自己資本額 b=a×4%
		374,088	14,963

（注1）「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
（注2）「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
（注3）「三月以上延滞等」とは，元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
（注4）「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
（注5）「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。
（注6）「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
（注7）「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目に係る経過措置によるなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
（注8）「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
（注9）当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）×15%）の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

（単位：百万円）

令和3年度	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	1,524	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	45,073	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	13,856	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	1,902	190	7
我が国の政府関係機関向け	5,511	440	17
地方三公社向け	2,102	120	4
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	806,197	161,239	6,449
法人等向け	7,715	3,315	132
中小企業向け及び個人向け	65,293	47,675	1,907
抵当権付住宅ローン	78,191	26,752	1,070
不動産取得等事業向け	8,406	8,239	329
三月以上延滞等	157	174	6
取立未済手形	93	18	0
信用保証協会等保証付	1,262	116	4
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－
共済約款貸付	0	－	－
出資等	1,601	1,601	64
（うち出資等のエクスポージャー）	1,601	1,601	64
（うち重要な出資のエクスポージャー）	－	－	－
上記以外	54,505	98,626	3,945
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	－	－	－
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	28,508	71,270	2,850
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	908	2,272	90
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等の係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	－	－	－
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準を上回る部分に係るエクスポージャー）	－	－	－
（うち上記以外のエクスポージャー）	25,088	25,084	1,003
証券化	－	－	－
（うちSTC要件適用分）	－	－	－
（うち非STC要件適用分）	－	－	－
再証券化	－	－	－
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,584	1,436	57
（うちルックスルー方式）	1,584	1,436	57
（うちマンデート方式）	－	－	－
（うち蓋然性方式250%）	－	－	－
（うち蓋然性方式400%）	－	－	－
（うちフォールバック方式）	－	－	－
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	－	－	－
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	－	3,153	126
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	1,094,980	346,794	13,871
ＣＶＡリスク相当額÷８%	－	－	－
中央清算機関関連エクスポージャー	－	－	－
信用リスク・アセットの額の合計額	1,094,980	346,794	13,871
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
		24,048	961
所要自己資本額計	リスク・アセット等（分母）計 a		所要自己資本額 b=a×4%
		370,843	14,833

（注1）「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
（注2）「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
（注3）「三月以上延滞等」とは，元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
（注4）「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
（注5）「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。
（注6）「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
（注7）「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目に係る経過措置によるなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
（注8）「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
（注9）当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）×15%）の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

（単位：百万円）

令和2年度	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	1,518	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	26,886	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	14,140	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	2,303	200	8
我が国の政府関係機関向け	6,213	501	20
地方三公社向け	2,102	120	4
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	809,152	161,830	6,473
法人等向け	7,035	3,126	128
中小企業向け及び個人向け	57,884	42,086	1,683
抵当権付住宅ローン	80,367	27,459	1,098
不動産取得等事業向け	9,010	8,814	352
三月以上延滞等	125	140	5
取立未済手形	90	18	0
信用保証協会等保証付	1,149	104	4
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－
共済約款貸付	0	－	－
出資等	1,406	1,406	56
（うち出資等のエクスポージャー）	1,406	1,406	56
（うち重要な出資のエクスポージャー）	－	－	－
上記以外	55,277	100,378	4,015
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	602	1,506	60
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	28,508	71,271	2,850
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	971	2,428	97
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等の係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	－	－	－
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準を上回る部分に係るエクスポージャー）	－	－	－
（うち上記以外のエクスポージャー）	25,194	25,171	1,006
証券化	－	－	－
（うちSTC要件適用分）	－	－	－
（うち非STC要件適用分）	－	－	－
再証券化	－	－	－
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,757	1,570	62
（うちルックスルー方式）	1,757	1,570	62
（うちマンデート方式）	－	－	－
（うち蓋然性方式250%）	－	－	－
（うち蓋然性方式400%）	－	－	－
（うちフォールバック方式）	－	－	－
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	－	－	－
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	－	5,634	225
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	1,076,423	342,212	13,688
ＣＶＡリスク相当額÷８%	－	－	－
中央清算機関関連エクスポージャー	－	－	－
信用リスク・アセットの額の合計額	1,076,423	342,212	13,688
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
	23,765		950
所要自己資本額計	リスク・アセット等（分母）計 a		所要自己資本額 b=a×4%
	365,978		14,639

（注1）「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
（注2）「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
（注3）「三月以上延滞等」とは，元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
（注4）「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
（注5）「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。
（注6）「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
（注7）「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目に係る経過措置によるなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
（注8）「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
（注9）当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）×15%）の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

■信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。
また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

（ア）リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

【適格格付機関】　株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバルレーティング　（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

（イ）リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー	－	日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	－
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	－

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び
三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

令和4年度		信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞エクスポージャー
			うち貸出金等	うち債券	
国内		1,107,717	158,702	84,684	155
国外		－	－	－	－
地域別残高計		1,107,717	158,702	84,684	155
法人	農業	202	202	－	－
	林業	－	－	－	－
	水産業	－	－	－	－
	製造業	2,301	－	2,298	－
	鉱業	－	－	－	－
	建設･不動産業	3,470	460	3,007	－
	電気･ガス･熱供給水道業	1,303	－	1,303	－
	運輸･通信業	5,727	－	5,709	－
	金融･保険業	842,797	1,051	4,205	－
	卸売･小売･飲食･サービス業	2,909	229	1,102	－
	日本国政府･地方公共団体	68,251	1,194	67,057	－
	上記以外	1,109	1,104	－	－
個人		154,481	154,460	－	155
その他		25,162	－	－	－
業種別残高の計		1,107,717	158,702	84,684	155
1年以下		812,128	727	4,405	
1年超3年以下		6,307	1,605	1,702	
3年超5年以下		3,977	3,276	700	
5年超7年以下		10,829	4,208	6,620	
7年超10年以下		12,916	7,812	5,103	
10年超		205,164	139,011	66,152	
期間の定めのないもの		56,395	2,059	－	
残存期間別残高計		1,107,717	158,702	84,684	

（注１）信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク･ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ･バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
（注２）「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ･バランスシート･エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残高も含めています。
（注３）「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
（注４）「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

（単位：百万円）

令和3年度		信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞エクスポージャー
			うち貸出金等	うち債券	
国内		1,093,395	159,461	75,125	157
国外		－	－	－	－
地域別残高計		1,093,395	159,461	75,125	157
法人	農業	208	208	－	－
	林業	－	－	－	－
	水産業	－	－	－	－
	製造業	2,500	－	2,498	－
	鉱業	－	－	－	－
	建設･不動産業	3,501	491	3,007	－
	電気･ガス･熱供給水道業	1,303	－	1,303	－
	運輸･通信業	5,526	－	5,508	－
	金融･保険業	837,340	2,102	3,805	－
	卸売･小売･飲食･サービス業	3,142	262	1,303	－
	日本国政府･地方公共団体	58,930	1,230	57,699	－
	上記以外	1,067	1,062	－	－
個人		154,128	154,103	－	157
その他		25,744	－	－	－
業種別残高の計		1,093,395	159,461	75,125	157
1年以下		808,120	880	2,301	
1年超3年以下		6,660	1,555	5,105	
3年超5年以下		3,915	3,014	901	
5年超7年以下		6,488	4,285	2,203	
7年超10年以下		17,368	7,849	9,518	
10年超		194,880	139,785	55,095	
期間の定めのないもの		55,960	2,090	－	
残存期間別残高計		1,093,395	159,461	75,125	

（注１）信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク･ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ･バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
（注２）「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ･バランスシート･エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残高も含めています。
（注３）「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
（注４）「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

（単位：百万円）

令和2年度		信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞エクスポージャー
			うち貸出金等	うち債券	
国内		1,074,665	155,937	58,450	125
国外		－	－	－	－
地域別残高計		1,074,665	155,937	58,450	125
法人	農業	180	180	－	－
	林業	－	－	－	－
	水産業	－	－	－	－
	製造業	2,005	－	2,002	－
	鉱業	－	－	－	－
	建設･不動産業	3,697	687	3,007	－
	電気･ガス･熱供給水道業	903	－	903	－
	運輸･通信業	6,128	－	6,110	－
	金融･保険業	841,266	3,153	5,209	－
	卸売･小売･飲食･サービス業	3,181	294	1,504	－
	日本国政府･地方公共団体	41,027	1,314	39,712	－
	上記以外	1,099	1,093	－	0
個人		149,230	149,214	－	124
その他		25,945	－	－	－
業種別残高の計		1,074,665	155,937	58,450	125
1年以下		814,341	1,166	5,712	
1年超3年以下		8,408	1,703	6,705	
3年超5年以下		4,133	2,830	1,302	
5年超7年以下		4,787	4,186	600	
7年超10年以下		18,185	8,162	10,023	
10年超		169,768	135,662	34,106	
期間の定めのないもの		55,039	2,226	－	
残存期間別残高計		1,074,665	155,937	58,450	

（注１）信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
（注２）「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残高も含めています。
（注３）「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
（注４）「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

令和4年度	期首残高	期　中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	135	114	－	135	114
個別貸倒引当金	68	72	－	68	72

（単位：百万円）

令和3年度	期首残高	期　中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	493	135	－	493	135
個別貸倒引当金	63	68	－	63	68

（単位：百万円）

令和2年度	期首残高	期　中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	495	493	－	495	493
個別貸倒引当金	63	63	0	63	63

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

（単位：百万円）

令和4年度		個別貸倒引当金					貸出金償却の額
		期首残高	期　中増加額	期中減少額		期末残高	
				目的使用	その他		
法人	農業	－	－	－	－	－	－
	林業	－	－	－	－	－	－
	水産業	－	－	－	－	－	－
	製造業	－	－	－	－	－	－
	鉱業	－	－	－	－	－	－
	建設･不動産業	－	－	－	－	－	－
	電気･ガス･熱供給水道業	－	－	－	－	－	－
	運輸･通信業	－	－	－	－	－	－
	金融･保険業	－	－	－	－	－	－
	卸売･小売･飲食･サービス業	－	－	－	－	－	－
	上記以外	0	－	－	0	－	－
個人		68	72	－	68	72	－
業種別計		68	72	－	68	72	－

（単位：百万円）

令和3年度		個別貸倒引当金					貸出金償却の額
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	
				目的使用	その他		
法人	農業	－	－	－	－	－	－
	林業	－	－	－	－	－	－
	水産業	－	－	－	－	－	－
	製造業	－	－	－	－	－	－
	鉱業	－	－	－	－	－	－
	建設･不動産業	－	－	－	－	－	－
	電気･ガス･熱供給水道業	－	－	－	－	－	－
	運輸･通信業	－	－	－	－	－	－
	金融･保険業	－	－	－	－	－	－
	卸売･小売･飲食･サービス業	－	－	－	－	－	－
	上記以外	0	－	－	0	－	－
個人		63	68	－	63	68	－
業種別計		63	68	－	63	68	－

（単位：百万円）

令和2年度		個別貸倒引当金					貸出金償却の額
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	
				目的使用	その他		
法人	農業	－	－	－	－	－	－
	林業	－	－	－	－	－	－
	水産業	－	－	－	－	－	－
	製造業	－	－	－	－	－	－
	鉱業	－	－	－	－	－	－
	建設･不動産業	－	－	－	－	－	－
	電気･ガス･熱供給水道業	－	－	－	－	－	－
	運輸･通信業	－	－	－	－	－	－
	金融･保険業	－	－	－	－	－	－
	卸売･小売･飲食･サービス業	－	－	－	－	－	－
	上記以外	0	0	－	0	0	－
個人		63	63	－	63	63	－
業種別計		63	63	－	63	63	－

⑤信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク･ウエイト1250%を適用する残高

（単位：百万円）

令和4年度		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク･ウエイト0%	－	76,088	76,088
	リスク･ウエイト2%	－	－	－
	リスク･ウエイト4%	－	－	－
	リスク･ウエイト10%	－	7,588	7,588
	リスク･ウエイト20%	2,004	812,195	814,199
	リスク･ウエイト35%	－	73,691	73,691
	リスク･ウエイト50%	5,705	9,491	5,715
	リスク･ウエイト75%	－	67,124	67,124
	リスク･ウエイト100%	－	34,799	34,799
	リスク･ウエイト150%	－	14	14,430
	リスク･ウエイト250%	－	28,494	28,494
	その他	－	－	－
リスク・ウエイト1250%		－	－	－
自己資本控除額		－	－	－
合　計		7,709	1,100,008	1,107,717

（注１）信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク･ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ･バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
（注２）「格付あり」にはエクスポージャーのリスク･ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク･ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
（注３）経過措置によってリスク･ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク･ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク･アセットを算入したものについても集計の対象としています。
（注４）1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット･デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク･ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。
（注５）「1250%」の項目には、自己資本控除とした額を記載しています。

（単位：百万円）

令和3年度		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク･ウエイト0%	－	66,758	66,758
	リスク･ウエイト2%	－	－	－
	リスク･ウエイト4%	－	－	－
	リスク･ウエイト10%	－	7,476	7,476
	リスク･ウエイト20%	1,803	806,891	808,695
	リスク･ウエイト35%	－	76,434	76,434
	リスク･ウエイト50%	5,905	15	5,920
	リスク･ウエイト75%	－	63,623	63,623
	リスク･ウエイト100%	－	37,101	37,101
	リスク･ウエイト150%	－	70	70
	リスク･ウエイト250%	－	27,314	27,314
	その他	－	－	－
リスク・ウエイト1250%		－	－	－
自己資本控除額		－	－	－
合　計		7,708	1,085,686	1,093,395

（注１）信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク･ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ･バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
（注２）「格付あり」にはエクスポージャーのリスク･ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク･ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
（注３）経過措置によってリスク･ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク･ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク･アセットを算入したものについても集計の対象としています。
（注４）1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット･デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク･ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。
（注５）「1250%」の項目には、自己資本控除とした額を記載しています。

（単位：百万円）

令和2年度		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウエイト0%	－	49,524	49,524
	リスク・ウエイト2%	－	－	－
	リスク・ウエイト4%	－	－	－
	リスク・ウエイト10%	－	8,055	8,055
	リスク・ウエイト20%	1,803	809,844	811,648
	リスク・ウエイト35%	－	78,455	78,455
	リスク・ウエイト50%	4,709	3	4,712
	リスク・ウエイト75%	－	56,170	56,170
	リスク・ウエイト100%	401	39,321	39,723
	リスク・ウエイト150%	－	48	48
	リスク・ウエイト250%	－	26,326	26,326
	その他	－	－	－
リスク・ウエイト1250%		－	－	－
自己資本控除額		－	－	－
合　　計		6,914	1,067,750	1,074,665

（注１）信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
（注２）「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
（注３）経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
（注４）1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。
（注５）「1250%」の項目には、自己資本控除とした額を記載しています。

■信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または証券会社、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：百万円）

	令和4年度			令和3年度			令和2年度		
	適格金融資産担保	保　証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保　証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保　証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－	－	300	－
我が国の政府関係機関向け	－	1,102	－	－	1,102	－	－	1,202	－
地方三公社向け	－	1,501	－	－	1,501	－	－	1,501	－
金融機関及び第一種金融商品取扱業者向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人等向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－
中小企業等向け及び個人向け	28	－	－	46	－	－	102	－	－
抵当権付住宅ローン	－	－	－	－	－	－	－	－	－
不動産取得等事業向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－
三月以上延滞等	－	－	－	－	－	－	－	－	－
証券化	－	－	－	－	－	－	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－	－	－	－	－	－	－
上記以外	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合　　計	28	2,603	－	46	2,603	－	102	3,003	－

（注１）「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・左記以外（固定資産等）が含まれます。
（注２）「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したいもの（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

■出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

①出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーについては、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し。毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

②出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

	令和4年度		令和3年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	－	－	－	－	－	－
非上場	29,057	29,057	28,006	28,006	26,761	26,761
合　　計	29,057	29,057	28,006	28,006	26,761	26,761

（注）「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

③出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

（単位：百万円）

令和4年度			令和3年度			令和2年度		
売却額	売却損	償却額	売却額	売却損	償却額	売却額	売却損	償却額
－	－	－	－	－	－	－	－	2

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

該当する取引はありません。

⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する取引はありません。

■リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	1,377	1,584	1,757
マンデート方式を適用するエクスポージャー	－	－	－
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	－	－	－
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	－	－	－
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	－	－	－

■金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量算出要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続規程」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの管理方針および手続きについては以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当ＪＡは、ＡＬＭ委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（⊿ＥＶＥ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

・内部モデルの使用等、⊿ＥＶＥおよび⊿ＮＩＩに重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明

内部モデルは使用しておりません。

・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

⊿ＥＶＥの前事業年度末からの変動要因は、貸出金の増加によるものです。

・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

②金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB1:金利リスク							
		令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
項番		⊿EVE			⊿NII		
1	上方パラレルシフト	6,890	7,138	4,682	－	－	－
2	下方パラレルシフト	－	－	－	79	3	3
3	スティープ化	9,349	9,141	6,974			
4	フラット化						
5	短期金利上昇						
6	短期金利低下						
7	最大値	9,349	9,141	6,974	79	3	3
		令和4年度	令和3年度	令和2年度			
8	自己資本の額	62,563	60,520	58,492			

（注１）「⊿EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
（注２）「⊿NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。

(1) グループの事業系統図（令和５年６月１日現在）

ＪＡあいち中央のグループは、当ＪＡ、子会社２社で構成されています。

このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は、１社です。

なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。

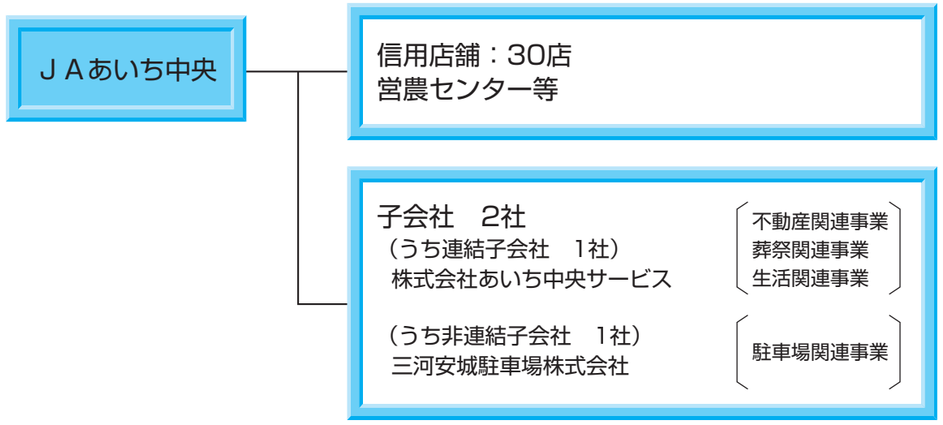

(2) 子会社等の状況

名　　称	主たる営業所又は事務所の所在地	業務の内容	設立年月日	資本金	当JAの議決権比率	他の子会社等の議決権比率
株式会社あいち中央サービス	安城市箕輪町唐生83番地1	宅地建物取引業、駐車場経営、損害保険代理店業、葬祭事業、生活用品の販売業等	昭和62年12月1日	90百万円	100%	－
三河安城駐車場株式会社	安城市三河安城町1丁目10番地14	時間貸一般駐車場の経営、貸事務所及び貸店舗の経営	平成7年1月24日	90百万円	90%	10%

(3) 連結事業の概況

①事業の概況

令和４年度の当ＪＡの連結決算は、子会社１社を連結しています。

連結決算の内容は、連結経常収益19,801百万円（対前年比508百万円増）、連結経常利益3,498百万円（対前年比96百万円減）、連結当期剰余金 2,239百万円（対前年比335百万円減）となりました。

②連結子会社の事業概況

株式会社あいち中央サービス

令和４年度は、第７次中期計画の最終年度として、全社員一丸となり会社のビジョン「誠心誠意・品質本位」の姿勢で業務に取り組み、ＪＡあいち中央グループの一員として、「ＪＡあいち中央ブランド」の更なる確立に努めてまいりました。

さて、ロシアのウクライナ侵攻、円安等による物価の高騰は、農業・地域社会・ＪＡを取り巻く環境は厳しい状況下にあり、また、新型コロナウイルスの感染拡大を防止しながら、日常生活や経済活動が継続的にできるよう行動制限の緩和の取り組みが進められている中でありますが、組合員・利用者の皆様に支えられ事業活動を行った結果、 計画に沿った実績を確保することができました。 当期は売上高12億9,009万円（計画対比102.0%、前年対比102.2%）、売上総利益４億8,685万円（計画対比103.5%、前年対比104.0%）、営業利益１億316万円（計画対比149.1%、前年対比122.7%）、経常利益1億512万円（計画対比147.6%、前年対比122.5%）、税引前当期純利益1億402万円（計画対比146.1%、前年対比128.7%）となり、税引前当期純利益は、計画比で3,280万円の増益となり、前年比では2,319万円の増益となりました。

(4) 最近５年間の連結事業年度の主要な経営指標

（単位：百万円）

項　　目	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
連結経常収益（事業収益）	19,801	18,079	21,190	21,841	22,189
信用事業収益	7,768	7,495	7,650	7,943	8,088
共済事業収益	2,414	2,628	2,620	2,656	2,766
農業関連事業収益	6,002	5,629	6,253	6,285	6,242
その他事業収益	3,617	2,326	4,667	4,957	5,093
連結経常利益	3,498	3,594	3,146	2,853	2,874
連結当期剰余金	2,239	2,574	2,300	2,005	1,547
連結純資産額	62,244	62,285	61,066	58,763	57,540
連結総資産額	1,106,402	1,094,614	1,076,848	1,033,414	1,006,901
連結自己資本比率	16.99%	16.58%	16.42%	16.17%	16.21%

（注）「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成18年金融庁・農水省告示第2号）」に基づき算出しております。

(5) 連結貸借対照表

（単位：百万円）

資産				負債及び純資産			
科目	令和4年度	令和3年度	令和2年度	科目	令和4年度	令和3年度	令和2年度
1.信用事業資産	**1,057,694**	**1,047,192**	**1,031,032**	**1.信用事業負債**	**1,034,339**	**1,022,109**	**1,005,908**
(1) 現金及び預金	811,599	806,485	808,933	(1) 貯　金	1,030,118	1,017,964	1,001,407
(2) 有価証券	83,589	77,224	62,457	(2) 借入金	2,776	2,699	2,685
(3) 貸出金	157,526	158,326	154,766	(3) その他の信用事業負債	1,444	1,444	1,815
(4) その他の信用事業資産	5,180	5,344	5,416	**2.共済事業負債**	**2,806**	**3,014**	**2,503**
(5) 貸倒引当金	△ 161	△ 188	△ 542	**3.経済事業負債**	**2,666**	**2,616**	**2,711**
2.共済事業資産	**11**	**43**	**38**	**4.雑負債**	**2,404**	**2,445**	**2,330**
3.経済事業資産	**3,594**	**3,410**	**3,416**	**5.諸引当金**	**1,941**	**2,143**	**2,328**
4.雑資産	**1,105**	**1,165**	**1,216**	(1) 賞与引当金	292	308	310
5.固定資産	**13,378**	**14,029**	**14,094**	(2) 退職給付に係る負債	866	982	1,045
(1) 有形固定資産	13,288	13,924	14,002	(3) 役員退職慰労引当金	71	60	48
(2) 無形固定資産	89	105	92	(4) ポイント引当金	24	26	71
6.外部出資	**29,004**	**27,953**	**26,708**	(5) 特例業務負担金引当金	685	766	851
7.繰延税金資産	**1,615**	**793**	**341**	**負債の部合計**	**1,044,158**	**1,032,328**	**1,015,782**
				1.組合員資本	**63,908**	**61,791**	**59,351**
				(1) 出資金	3,605	3,589	3,579
				(2) 利益剰余金	60,309	58,211	55,778
				(3) 処分未済持分	△ 6	△ 8	△ 6
				(4) 子会社の所有する親組合出資金	△ 0	△ 0	△ 0
				2 評価・換算差額等	**△ 1,663**	**493**	**1,714**
				(1) その他有価証券評価差額金	△ 1,664	493	1,751
				(2) 繰延ヘッジ損益	−	0	△ 16
				(3) 退職給付の係る調整累計額	−	0	△ 19
				純資産の部合計	**62,244**	**62,285**	**61,066**
資産の合計	**1,106,402**	**1,094,614**	**1,076,848**	**負債・純資産の合計**	**1,106,402**	**1,094,614**	**1,076,848**

(6) 連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	令和4年度	令和3年度	令和2年度	科目	令和4年度	令和3年度	令和2年度
1.事業総利益	**13,156**	**13,307**	**12,944**	(5) 購買事業収益	5,390	5,050	6,575
(1) 信用事業収益	7,768	7,495	7,650	(6) 購買事業費用	3,900	3,629	5,109
資金運用収益	7,310	7,218	7,375	**購買事業総利益**	**1,489**	**1,420**	**1,465**
(うち預金利息)	(4,908)	(5,114)	(5,170)	(7) 販売事業収益	1,561	1,480	1,508
(うち有価証券利息配当金)	(583)	(443)	(457)	(8) 販売事業費用	581	535	575
(うち貸出金利息)	(1,362)	(1,418)	(1,458)	**販売事業総利益**	**979**	**945**	**933**
(うちその他受入利息)	(456)	(241)	(288)	(9) その他事業収益	2,666	2,638	2,835
役務取引等収益	202	207	206	(10) その他事業費用	1,262	1,213	1,385
その他事業直接収益	−	−	−	**その他事業総利益**	**1,404**	**1,425**	**1,449**
その他経常収益	255	70	67	**2.事業管理費**	**10,233**	**10,251**	**10,301**
(2) 信用事業費用	807	507	1,060	(1) 人件費	6,732	6,756	6,844
資金調達費用	252	367	535	(2) その他事業管理費	3,500	3,494	3,456
(うち貯金利息)	(233)	(308)	(465)	**事業利益**	**2,923**	**3,056**	**2,643**
(うち給付補てん備金繰入)	(14)	(29)	(44)	**3.事業外収益**	**716**	**555**	**523**
(うち借入金利息)	(0)	(0)	(0)	**4.事業外費用**	**141**	**18**	**20**
(うちその他支払利息)	(3)	(29)	(24)	**経常利益**	**3,498**	**3,594**	**3,146**
役務取引等費用	55	59	59	**5.特別利益**	**2**	**17**	**12**
その他事業直接費用	96	−	−	**6.特別損失**	**426**	**105**	**58**
その他経常費用	403	80	466	**税引前当期純利益**	**3,074**	**3,489**	**3,100**
信用事業総利益	**6,961**	**6,987**	**6,589**	**7.法人税、住民税及び事業税**	**842**	**851**	**732**
(3) 共済事業収益	2,415	2,628	2,620	**8.法人税等調整額**	**△ 7**	**64**	**68**
(4) 共済事業費用	92	98	114	**法人税等合計**	**835**	**915**	**800**
共済事業総利益	**2,322**	**2,529**	**2,506**	**当期剰余金**	**2,239**	**2,574**	**2,300**

(注) 農業協同組合及び農業協同組合連合会の事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び附属明細書並びに計算に関する省令と整合を図るため、信用事業収益・費用の内訳について一部表示を変更しています。

(7) 連結注記表（令和４年度）

1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1)連結の範囲に関する事項

①連結される子会社・子法人等　…１社

株式会社あいち中央サービス

②非連結子会社・子法人等　……１社

三河安城駐車場株式会社

非連結子会社は小規模であり、その総資産、売上高、当期純利益の額のうち持分に見合う額、剰余金のうち持分に見合う額及び負債の額のうち持分に見合う額に組合からの当該会社への出資金を加えた額からみて連結から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、連結の対象から除いております。

(2)持分法の適用に関する事項

該当する事項はありません。

(3)連結される子会社の事業年度等に関する事項

連結される子会社の決算日は次のとおりです。

３月末日　　１社

連結される子会社の事業年度末は連結決算日と一致しております。

(4)のれん償却方法及び償却期間

該当する事項なし

(5)剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

2.継続組合の前提に関する注記

該当する事項なし

3.重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)資産の評価基準及び評価方法

①有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有区分ごとに次のとおり行っています。

・満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）

・子会社株式……移動平均法による原価法

・その他有価証券

時価のあるもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおり行っています。

・購買品（店舗在庫）……売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

・購買品（店舗在庫以外）……移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

・購買品（大型農機）……個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

・その他の棚卸資産（店舗在庫以外）…最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2)固定資産の減価償却方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法により償却しています。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法により償却しています。

なお、カントリー・ライス施設（安城以外）については、平成23年４月１日以降に取得したものより定額法を採用しています。

主な耐用年数は以下の通りです。

・建物　　５年～50年

・機械装置　　２年～15年

②無形固定資産

定額法によっています。

なお、借地にかかる造成費等は、残存価額を０として、見込借地期間で均等償却しています。また、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（５年）に基づく定額法により償却しています。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を０とする定額法により償却しています。

(3)引当金の計上方法

①貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている自己査定基準及び決算基準に則り、次のとおり計上しています。

個別貸倒引当金については、破産・特別清算等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）にかかる債権について、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）にかかる債権については債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を判断し、必要と認める額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近の返済実績に基づき回収可能額を算定しています。

上記以外の債権については、主として今後１年間の予想損失額または今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間または３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資管理課が資産査定を実施し、当該部署から独立した検査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち支給対象期間が今年度に帰属する額を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。

ア．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ．数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度末の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の事業年度から費用処理することとしています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金規程の定めに基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ポイント引当金

産直事業を主体として組合員・利用者との関係強化等を目的とする産直ポイント制度に基づき、組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用の発生に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

⑥特例業務負担金引当金

特例業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

(4)収益及び費用の計上基準

①収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、以下のとおりです。

ア．購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

イ．販売事業

ⅰ）委託販売取引

組合員が生産した農畜産物の販売を受託し、当組合が集荷して卸売市場等に販売する取引であり、当組合は利用者等との契約に基づき、農畜産物を卸売市場等に売り渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農畜産物の卸売市場等への売渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

ⅱ）買取販売取引

組合員が生産した農畜産物を業者等に販売する取引であり、当組合は農畜産物を業者等に売り渡す義務を負っています。この業者等に対する履行義務は、農畜産物の売り渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

ウ．保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

エ．利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

オ．宅地等供給事業

ⅰ）土地・アパート・駐車場等を管理する事業

組合員が所有する土地・アパート・駐車場等を管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、管理期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

ⅱ）宅地等の売渡しの仲介サービス事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の引渡しの仲介サービス事業であり、利用者等との契約に基づいて当該役務を供給する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

カ．高齢者福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・訪問看護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

キ．加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、缶詰・飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、加工品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5)消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式を採用しています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しています。

(6)計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額が百万円未満の科目については「０」で表示しています。

(7)その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業相互間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業相互間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しております。

②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

4.会計方針の変更に関する注記

(1)時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

当組合は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第31号2021年６月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-２項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

5.表示方法の変更に関する注記

該当する事項なし

6.会計上の見積りに関する注記

(1)貸出金等の一般貸倒引当金計上にあたっての貸倒実績率の補正

①当事業年度の計算書類に計上した一般貸倒引当金：114百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸出金などの一般貸倒引当金は、過去の実績をもとにした貸倒実績率を算出し、これに将来見込み等必要な修正を行ったうえで計上しています。将来見込み等必要な修正は、当組合の貸出金のポート・フォリオ、主な内訳及び過去の貸倒状況や地域の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込み等に起因する貸倒リスクを合理的に見積っています。このうち、地域の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込み等は一定の仮説に基づいており、将来の不確実な地域経済状況等により、翌年度以降の計算書類において計上する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2)固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した減損損失：424百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合、当該資産グループの将来キャッシュ・フローを見積り、減損を認識するか否かを判定しています。当該将来キャッシュ・フローは、地域の人口動向、経済情勢等組合の外部要因に関する情報や組合が作成した内部資料（過去実績、収支見込み等）をもとに作成した中長期計画及び事業計画の数値を基礎として、各資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮して見積っています。このうち、地域の人口動向、経済情勢及び収支見込み等は一定の仮説に基づいており、地域情勢、将来の不確実な経済状況及び組合の経営状況等により、翌年度以降の計算書類において計上する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(3)繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額：1,615百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、翌年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度とし計上しています。

翌年度以降の課税所得の見積りについては、地域の人口動向、経済情勢等組合の外部要因に関する情報や組合が作成した内部資料（過去実績、収支見込み等）をもとに作成した中長期計画及び事業計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。このうち、地域の人口動向、経済情勢及び収支見込み等は一定の仮説に基づいており、将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって将来の課税所得が見積りと異なった場合には、翌年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

7.会計上の見積りの変更に関する注記

該当する事項なし

8.連結貸借対照表に関する注記

(1)固定資産の圧縮記帳額

固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額の総額は808百万円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	246百万円	建物付属設備	6百万円
土地	128百万円	その他の固定資産	426百万円
無形固定資産	0百万円		

(2)リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表上に計上した固定資産の他、リースにより使用している重要な資産として、金融窓口端末装置（WM）、業務車両があります。

(3)貸付有価証券

期末に消費貸借契約により貸し付けている有価証券は次のとおりです。

科目	貸借対照表計上額
国債	1,104百万円
合計	1,104百万円

(4)子会社等に対する金銭債権・債務の総額

・子会社等に対する金銭債権の総額　　82百万円

・子会社等に対する金銭債務の総額　　1,735百万円

(5)役員との間の取引による役員に対する金銭債権・債務の総額

・理事及び監事に対する金銭債権の総額　　405百万円

・理事及び監事に対する金銭債務の総額　　－　百万円

(6)農協法等開示債権の状況

（単位：百万円）

破産更生債権及びこれらに準ずる債権	176
危険債権	254
三月以上延滞債権	－
貸出条件緩和債権	－
合　計	430

①破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

②危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性が高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

③三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金です。（上記①及び②の債権を除きます。）

④貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金です。（上記①、②、③の貸出金を除きます。）

⑤なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

9.連結損益計算書に関する注記

(1)減損損失に関する注記

①資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当期に減損損失を認識した固定資産は、次のとおりです。

場所	用途	種類
碧南農機サービスセンター	農機事業施設	建物、土地、その他固定資産
桜井農機サービスセンター	農機事業施設	建物、土地
燃料センター	燃料事業施設	建物、土地、その他固定資産等
自動車センター	自動車整備販売事業施設	建物、土地、その他固定資産等
ファーマーズマーケットでんまぁと安城西部	直売所施設	建物、その他固定資産
ファーマーズマーケットでんまぁと刈谷南	直売所施設	建物、土地、その他固定資産等
産直センター安城東部	直売所施設	土地、その他固定資産
産直センター「道の駅」デンパーク安城	直売所施設	その他固定資産
ファーマーズマーケットでんまぁと安城北部	直売所施設	建物、その他固定資産等
産直センター刈谷北部	直売所施設	建物、その他固定資産
産直センター安城桜井	直売所施設	その他固定資産
資産相談センター	開発事業施設	建物、土地、その他固定資産等
福祉健康相談センター（福祉安城南）	福祉事業施設	建物、土地、その他固定資産等
デイサービス刈谷南（福祉刈谷南）	福祉事業施設	建物、土地、その他固定資産等
デイサービス碧南（福祉碧南）	福祉事業施設	建物、土地、その他固定資産等
デイサービス安城北（福祉安城北）	福祉事業施設	建物、土地、その他固定資産等
旅行センター	旅行事業施設	土地、その他固定資産等

当組合は、事業資産については継続的な収支の把握を行っている支店（本店営業部を含む）・生活店舗・給油所・福祉関連施設・農機センターを、遊休資産及び賃貸不動産については各資産をグループの最小単位としています。また、営農センター、カントリーエレベーター、ライスセンター、育苗施設については管轄地区の共用資産とし、本店、地区の共用資産以外の農業関係等の共同利用施設についてはＪＡ全体の共用資産としています。

②減損損失の認識に至った経緯

農機事業施設、燃料事業施設、自動車整備販売事業施設、直売所施設、開発事業施設、福祉事業施設、旅行事業施設は、営業収支が２期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

③特別損失に計上した減損損失の金額及び主な固定資産等の種類ごとの減損損失の内訳

碧南農機サービスセンター

11百万円（建物0百万円、土地11百万円、その他固定資産0百万円）

桜井農機サービスセンター

1百万円（建物0百万円、土地1百万円）

燃料センター

2百万円（建物1百万円、土地1百万円、その他固定資産等0百万円）

自動車センター

0百万円（建物0百万円、土地0百万円、その他固定資産等0百万円

ファーマーズマーケットでんまぁと安城西部

49百万円（建物22百万円、その他固定資産26百万円）

ファーマーズマーケットでんまぁと刈谷南

189百万円（建物115百万円、土地40百万円、その他固定資産等33百万円）

産直センター安城東部

0百万円（土地0百万円、その他固定資産0百万円）

産直センター「道の駅」デンパーク安城

0百万円（その他固定資産0百万円）

ファーマーズマーケットでんまぁと安城北部

1百万円（建物0百万円、その他固定資産等0百万）

産直センター刈谷北部

4百万円（建物0百万円、その他固定資産3百万円）

産直センター安城桜井
0百万円（その他固定資産0百万円）
資産相談センター
9百万円（建物4百万円、土地2百万円、その他固定資産等2百万円）
福祉健康相談センター（福祉安城南）
31百万円（建物21百万円、土地8百万円、その他固定資産等1百万円）
デイサービス刈谷南（福祉刈谷南）
104百万円（建物66百万円、土地31百万円、その他固定資産等6百万円）
デイサービス碧南（福祉碧南）
5百万円（建物3百万円、土地0百万円、その他固定資産等0百万円）
デイサービス安城北（福祉安城北）
10百万円（建物8百万円、土地0百万円、その他固定資産等0百万円）
旅行センター
1百万円（土地1百万円、その他固定資産等0百万円）

④回収可能価額の算出方法
碧南農機サービスセンター、桜井農機サービスセンター、燃料センター、自動車センター、ファーマーズマーケットでんまぁと安城西部、ファーマーズマーケットでんまぁと刈谷南、産直センター安城東部、産直センター「道の駅」デンパーク安城、、ファーマーズマーケットでんまぁと安城北部、産直センター刈谷北部、産直センター安城桜井、資産相談センター、福祉健康相談センター（福祉安城南）、デイサービス刈谷南（福祉刈谷南）、デイサービス碧南（福祉碧南）、デイサービス安城北（福祉安城北）、旅行センターの回収可能価額は、正味売却価額を採用しています。なお、正味売却価額は、土地については路線価等を合理的に調整した価額に基づいて評価しており、土地以外の資産については売却価値がないものとして評価しています。

10.金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項
①金融商品に対する取組方針
当組合は農家組合員や地域から預った貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛知県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。
②金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。
また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。
③金融商品に係るリスク管理体制
ア．信用リスクの管理
当組合は、 個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資管理課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、必要額を貸倒引当金として計上し、資産及び財務の健全化に努めています。
イ．市場リスクの管理
当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。
とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。
＜市場リスクに係る定量的情報＞
（トレーディング目的以外の金融商品）
当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金です。
当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。
金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.16%下落したものと想定した場合には、経済価値が1,208百万円増加するものと把握しています。
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。
また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。
ウ．資金調達に係る流動性リスクの管理
当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。
④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
(2)金融商品の時価等に関する事項
①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等
当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	810,003	809,925	△ 77
有価証券	83,589	83,589	−
その他有価証券	83,589	83,589	−
貸出金	157,526		
貸倒引当金（注1）	△ 161		
貸倒引当金控除後	157,364	159,421	2,057
資産計	1,050,957	1,052,936	1,979
貯金	1,030,118	1,029,763	△ 354
負債計	1,030,118	1,029,763	△ 354

（注1）貸倒引当金は、一般貸倒引当金と個別貸倒引当金の合計額を記載しています。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明
【資産】
ア．預金
満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap、以下、「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。
イ．有価証券
国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。
上場投資信託は取引所の価格によっています。
ウ．貸出金
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。
一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。
なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。
また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。
【負債】
ア．貯金
要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。
③市場価格のない株式等
市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額
外部出資	29,057
合計	29,057

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	807,003	3,000	−	−	−	−
有価証券	4,400	700	1,000	200	500	78,500
その他有価証券のうち満期のあるもの	4,400	700	1,000	200	500	78,500
貸出金（注1,2,3）	9,986	8,708	8,418	8,089	7,743	114,463
合計	821,389	12,408	9,418	8,289	8,243	192,963

（注1）貸出金のうち、当座貸越673百万円については「1年以内」に含めています。また期限のない劣後特約付 ローンについては「5年超」に含めています。
（注2）貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等97百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。
（注3）貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部のみが実行されている案件19百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（注）	857,738	69,403	100,526	1,361	820	267
合計	857,738	69,403	100,526	1,361	820	267

（注）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

11.有価証券に関する注記

(1)その他有価証券
その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。また、評価差額▲2,371百万円に繰延税金資産707百万円を加算した額▲1,663百万円を「その他有価証券評価差額金」として計上しています。

（単位：百万円）

種類		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	7,103	6,955	147
	地方債	6,206	5,997	208
	政府保証債	0	0	0
	社債	6,496	6,304	192
	受益証券	2,484	1,377	1,106
	小計	22,289	20,635	1,654
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	44,355	47,629	△ 3,274
	社債	9,692	10,194	△ 502
	小計	61,299	65,324	△ 4,025
合計		83,589	85,960	△ 2,371

(2)当事業年度中に売却したその他有価証券
当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

（単位：百万円）

	売却額	売却益	売却損
債券	104	−	96
社債	104	−	96
合計	104	−	96

12.退職給付に関する注記

(1)退職給付に係る注記
①採用している退職給付制度の概要
職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため特定退職金共済制度及び確定給付企業年金制度を採用しています。
②退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	6,212百万円
勤務費用	451百万円
数理計算上の差異の発生額	△ 149百万円
退職給付の支払額	△ 299百万円
期末における退職給付債務	6,214百万円

③年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	5,265百万円
期待運用収益	51百万円
数理計算上の差異の発生額	△ 2百万円
特定退職金共済制度への拠出金	152百万円
確定給付企業年金制度への拠出金	117百万円
退職給付の支払額	△ 235百万円
期末における年金資産	5,347百万円

④退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	6,214百万円
年金資産	△ 5,347百万円
特定退職金共済制度	△ 2,382百万円
確定給付企業年金制度	△ 2,964百万円
退職給付引当金	866百万円

⑤退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	451百万円
期待運用収益	△ 51百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△ 43百万円
合計	356百万円

（注）子会社負担分等2百万円を減額した217百万円を退職給付費用として会計計上しています。

⑥年金資産の主な内訳
ア．特定退職金共済制度

債券	63%
年金保険投資	28%
現金及び預金	5%
その他	4%
合計	100%

イ．確定給付企業年金制度

一般勘定	100%

⑦長期期待運用収益率の設定方法に関する記載
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑧割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.64%
長期期待運用収益率	0.98%

(2)特例業務負担金の将来見込額
厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金は72百万円であり、特例業務負担金引当金から取り崩しています。
なお、同共済組合より示された令和５年３月現在における令和14年３月までの特例業務負担金の将来見込額は651百万円となっています。

13.税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

（単位：百万円）

繰延税金資産	
貸倒引当金超過	19
退職給付引当金	238
賞与引当金	94
役員退職慰労金引当金	19
特例業務負担金引当金	187
固定資産減損損失	507
有価証券減損処理	57
ポイント引当金	6
未払事業税等	53
資産除去債務	21
その他有価証券評価差額金	707
その他	59
繰延税金資産　小計	1,972
評価性引当額	△ 350
繰延税金資産　合計	1,621
繰延税金負債	
資産除去債務相当資産	△ 6
繰延税金負債　合計	△ 6
繰延税金資産の純額	1,615

(2)法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しています。

14.賃貸等不動産に関する注記

該当する事項なし

15.合併に関する注記

該当する事項なし

16.新設分割に関する注記

該当する事項なし

17.重要な後発事象に関する注記

該当する事項なし

18.収益認識に関する注記

「3.重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

19.その他の注記

該当する事項なし

■連結注記表（令和３年度）

1.連結決算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1)連結の範囲に関する事項

①連結される子会社・子法人等　…１社（株式会社あいち中央サービス）

②非連結子会社・子法人等　……１社（三河安城駐車場株式会社）

非連結子会社は小規模であり、その総資産、売上高、当期純利益の額のうち持分に見合う額、剰余金のうち持分に見合う額及び負債の額のうち持分に見合う額に組合からの当該会社への出資金を加えた額からみて連結から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、連結の対象から除いております。

(2)持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3)連結される子会社の事業年度等に関する事項

①連結される子会社の決算日は次のとおりです。

３月末日：１社

連結される子会社の事業年度末は連結決算日と一致しております。

(4)のれん償却方法及び償却期間

該当する事項なし

(5)剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

2.継続組合の前提に関する注記

該当する事項なし

3.重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有区分ごとに次のとおり行っています。

・子会社株式……移動平均法による原価法

・その他有価証券

時価のあるもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおり行っています。

・購買品（店舗在庫）……売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

・購買品（店舗在庫以外）……移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

・購買品（大型農機）……個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

・その他の棚卸資産（店舗在庫以外）…最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2)固定資産の減価償却方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法により償却しています。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法により償却しています。

なお、カントリー・ライス施設（安城以外）については、平成23年4月1日以降に取得したものより定額法を採用しています。

主な耐用年数は以下の通りです。

・建物　　5年～50年

・機械装置　　2年～15年

②無形固定資産

定額法によっています。

なお、借地にかかる造成費等は、残存価額を０として、見込借地期間で均等償却しています。また、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を０とする定額法により償却しています。

(3)引当金の計上方法

①貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている自己査定基準及び決算基準に則り、次のとおり計上しています。

個別貸倒引当金については、破産・特別清算等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）にかかる債権について、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除しその残額を計上しています。

また、現在、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）にかかる債権については債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を判断し、必要と認める額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近の返済実績に基づき回収可能額を算定しています。

上記以外の債権については、主として今後１年間の予想損失額または今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、 予想損失額は、1年間または３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等を平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資管理課が資産査定を実施し、当該部署から独立した検査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち支給対象期間が今年度に帰属する額を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。

ア．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ．数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、 各事業年度末の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の事業年度から費用処理することとしています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金規程の定めに基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ポイント引当金

産直事業を主体として組合員 ・ 利用者との関係強化等を目的とする産直ポイント制度に基づき、組合員・利用者に付与したポイントの使用に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

（追加情報）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年３月31日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年３月26日）の適用に伴い、当該ポイントの付与が、契約を締結しなければ顧客利用者等が受け取れない重要な権利に該当する場合は、付与したポイントを履行義務として識別し、収益の計上を繰り延べています。また、当該ポイントの付与が、契約を締結しなければ顧客利用者等が受け取れない重要な権利に該当しない場合は、ポイント引当金として計上しています。

なお、この変更による影響は軽微です。

⑥特例業務負担金引当金

特例業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

(4)収益及び費用の計上基準

①収益認識関連

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年３月31日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年３月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

ア．購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

イ．販売事業

ⅰ）委託販売取引

組合員が生産した農畜産物の販売を受託し、当組合が集荷して卸売市場等に販売する取引であり、当組合は利用者等との契約に基づき、農畜産物を卸売市場等に売り渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農畜産物の卸売市場等への売り渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

ⅱ）買取販売取引

組合員が生産した農畜産物を業者等に販売する取引であり、当組合は農畜産物を業者等に売り渡す義務を負っています。この業者等に対する履行義務は、農畜産物の売り渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

ウ．保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

エ．利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

オ．宅地等供給事業

組合員が所有する土地・アパート・駐車場等を管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、管理期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

カ．高齢者福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・訪問看護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

キ．加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、缶詰・飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、加工品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5)リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、売買処理をしています。

(6)消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式を採用しています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しています。

(7)計算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額が百万円未満の科目については「０」で表示しています。

(8)その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、 事業別の収益及び費用について、 事業相互間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業相互間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しております。

②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、 当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

4.会計方針の変更に関する注記

(1)収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年３月31日改正。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年３月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

①代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、 すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、 従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

②軽油引取税

購買事業における軽油の供給取引について、従来は、軽油引取税を含む軽油の販売価格の全額を購買品供給高として認識していましたが、軽油引取税相当額は第三者のために回収する額として、購買品供給高から減額する方法に変更しています。

③産直ポイント制度の会計処理

経済事業において、 産直ポイント制度に基づいて販売品の販売等に伴い付与するポイントについて、従来は、付与したポイントの使用に備えるため、将来発生すると見込まれる額をポイント引当金として計上し、当該引当金の繰入額を事業費用として計上していましたが、付与したポイントを将来の履行義務として識別し、 契約負債として収益の計上を繰り延べる方法に変更しています。なお、契約負債は経済事業負債の経済受託債務に含めて表示しています。

収益認識会計基準等の適用については、 収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、 当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約については、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、当事業年度の購買事業収益が1,686百万円減少し、購買事業費用が1,686百万円減少しています。

なお、その他の計算書類への影響は軽微です。

(2)時価の算定に関する会計基準等の適用

当組合は、「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年７月４日）第44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、 将来にわたって適用することとしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

5.表示方法の変更に関する注記

該当する事項なし

6.会計上の見積もりに関する注記

(1)貸出金等の一般貸倒引当金計上にあたっての貸倒実績率の補正

①当事業年度の計算書類に計上した一般貸倒引当金：135百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸出金などの一般貸倒引当金は、過去の実績をもとにした貸倒実績率を算出し、これに将来見込み等必要な修正を行ったうえで計上しています。将来見込み等必要な修正は、当組合の貸出金のポート・フォリオ、主な内訳及び過去の貸倒状況や地域の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込み等に起因する貸倒リスクを合理的に見積っています。このうち、地域の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込み等は一定の仮説に基づいており、将来の不確実な地域経済状況等により、翌年度以降の計算書類において計上する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2)固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した減損損失：50百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合、当該資産グループの将来キャッシュ・ フローを見積り、 減損を認識するか否かを判定しています。 当該将来キャッシュ・ フローは、地域の人口動向、経済情勢等組合の外部要因に関する情報や組合が作成した内部資料（過去実績、 収支見込み等）をもとに作成した中長期計画及び事業計画の数値を基礎として、各資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮して見積っています。このうち、地域の人口動向、経済情勢及び収支見込み等は一定の仮説に基づいており、地域情勢、将来の不確実な経済状況及び組合の経営状況等により、翌年度以降の計算書類において計上する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(3)繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額：774百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、翌年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度とし計上しています。

翌年度以降の課税所得の見積りについては、地域の人口動向、経済情勢等組合の外部要因に関する情報や組合が作成した内部資料（過去実績、 収支見込み等）をもとに作成した中長期計画及び事業計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積もっております。このうち、地域の人口動向、経済情勢及び収支見込み等は一定の仮説に基づいており、将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって将来の課税所得が見積りと異なった場合には、翌年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

7.会計上の見積もりの変更に関する注記

該当する事項なし

8.連結貸借対照表に関する注記

(1)固定資産の圧縮記帳額

固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額の総額は808百万円であり、その内訳は次のとおりです。

建物　246百万円　　建物附属設備　6百万円　　土地　128百万円

その他の有形固定資産　426百万円　　無形固定資産　0百万円

(2)リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表上に計上した固定資産の他、リースにより使用している重要な資産として、金融窓口端末装置（WM）、業務車両があります。

(3)貸付有価証券

期末に消費貸借契約により貸し付けている有価証券は次のとおりです。

科目	貸借対照表計上額
国債	1,058百万円
合計	1,058百万円

(4)子会社等に対する金銭債権・債務の総額

・子会社等に対する金銭債権の総額　　100百万円

・子会社等に対する金銭債務の総額　　1,633百万円

(5)農協の理事及び監事に対する農協及び子会社等への金銭債権及び金銭債務

・理事及び監事に対する金銭債権の総額　412百万円

・理事及び監事に対する金銭債務の総額　　－ 百万円

(6)リスク管理債権の状況

（単位：百万円）

破産更生債権及びこれらに準ずる債権	205
危険債権	262
三月以上延滞債権	－
貸出条件緩和債権	－
合　計	468

①破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

②危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性が高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

③三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金です。（上記①及び②の債権を除きます。）

④貸出条件緩和債権とは、 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金です。（上記①、②、③の貸出金を除きます。）

⑤リスク管理債権については、担保・保証及び貸倒引当金によって保全されています。

9.連結損益計算書に関する注記

(1)減損損失に関する事項

①資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当期に減損損失を認識した固定資産は、次のとおりです。

場所	用途	種類
桜井農機センター	農機事業施設	建物、土地
碧南農機センター	農機事業施設	建物、土地、その他固定資産
産直センター安城東部	直売所施設	土地、その他固定資産
産直センター「道の駅」デンパーク安城	直売所施設	その他固定資産
産直センター刈谷北部	直売所施設	その他固定資産
福祉健康相談センター（福祉安城南）	福祉事業施設	建物、その他固定資産
デイサービス碧南（福祉碧南）	福祉事業施設	建物、その他固定資産等
旧東尾倉庫跡地	遊休資産	土地

当組合は、 事業資産については継続的な収支の把握を行っている支店（本店営業部を含む）・生活店舗・給油所・福祉関連施設・農機センターを、遊休資産及び賃貸不動産については各資産をグループの最小単位としています。また、営農センター、カントリーエレベーター、ライスセンター、育苗施設については管轄地区の共用資産とし、本店、 地区の共用資産以外の農業関係等の共同利用施設についてはJA全体の共用資産としています。

②減損損失の認識に至った経緯

遊休資産については土地の時価が著しく減少しており、減損の兆候に該当しています。農機事業施設、直売所施設、福祉事業施設は、営業収支が２期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

③特別損失に計上した減損損失の金額及び主な固定資産等の種類ごとの減損損失の内訳

桜井農機センター	9百万円	(建物0百万円、土地9百万円)
碧南農機センター	11百万円	(建物6百万円、土地4百万円、その他固定資産0百万円)
産直センター安城東部	16百万円	(土地15百万円、その他固定資産0百万円)
産直センター「道の駅」デンパーク安城	0百万円	(その他固定資産0百万円)
産直センター刈谷北部	0百万円	(その他固定資産0百万円)
福祉健康相談センター(福祉安城南)	0百万円	(建物0百万円、その他固定資産等0百万円)
デイサービス碧南(福祉碧南)	12百万円	(建物7百万円、その他固定資産等4百万円)
旧東尾倉庫跡地	0百万円	(土地0百万円)

④回収可能価額の算出方法

桜井農機センター、碧南農機センター、産直センター安城東部、産直センター「道の駅」デンパーク安城、産直センター刈谷北部、福祉健康相談センター(福祉安城南)、デイサービス碧南（福祉碧南）、旧東尾倉庫跡地の回収可能価額は、正味売却価額を採用しています。なお、正味売却価額は、土地については路線価等を合理的に調整した価額に基づいて評価しており、土地以外の資産については売却価値がないものとして評価しています。

10.金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預った貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛知県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

（追加情報）

LIBORの公表停止に伴い、金利スワップ取引を当年度をもって解約しています。なお、この変更による影響は軽微です。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

ア．信用リスクの管理

当組合は、 個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資管理課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、必要額を貸倒引当金として計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ．市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

＜市場リスクに係る定量的情報＞

（トレーディング目的以外の金融商品）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金、借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.04%下落したものと想定した場合には、経済価値が328百万円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

ウ．資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に変わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	804,930	804,937	7
有価証券	77,224	77,224	－
その他有価証券	77,224	77,224	－
貸出金	158,326		
貸倒引当金（注）	△188		
貸倒引当金控除後	158,137	161,363	3,225
資産計	1,040,293	1,043,526	3,233
貯金	1,019,398	1,019,923	524
負債計	1,019,398	1,019,923	524

（注）貸倒引当金は、一般貸倒引当金と個別貸倒引当金の合計額を記載しています。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア．預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap、以下、「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ．有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

ウ．貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア．貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額
外部出資（注）	28,006
合計	28,006

（注）外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	804,930	－	－	－	－	－
有価証券	2,300	4,400	700	700	200	66,900
その他有価証券のうち満期のあるもの	2,300	4,400	700	700	200	66,900
貸出金（注1,2,3）	10,107	8,651	8,389	8,102	7,788	115,148
合計	817,338	13,051	9,089	8,802	7,988	182,048

（注１）貸出金のうち、当座貸越758百万円については「1年以内」に含めています。また期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

（注2）貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権･期限の利益を喪失した債権等114百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

（注3）貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部のみが実行されている案件21百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金（注）	851,265	89,265	74,420	3,269	826	349
合計	851,265	89,265	74,420	3,269	826	349

（注）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

11.有価証券に関する注記

(1)その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。また、評価差額601百万円から繰延税金負債107百万円を差し引いた額493百万円を「その他有価証券評価差額金」として計上しています。

（単位：百万円）

種類		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	7,594	7,399	194
	地方債	12,993	12,597	396
	政府保証債	1,120	1,100	20
	社債	10,947	10,604	342
	受益証券	2,656	1,584	1,072
	小計	35,313	33,286	2,026
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	36,319	37,643	△1,323
	社債	5,592	5,693	△101
	小計	41,911	43,336	△1,424
合計		77,224	76,623	601

12.退職給付に関する注記

(1)退職給付に係る注記

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため特定退職金共済制度及び確定給付企業年金制度を採用しています。

②退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	6,219百万円
勤務費用	299百万円
利息費用	12百万円
数理計算上の差異の発生額	△ 72百万円
退職給付の支払額	△ 247百万円
期末における退職給付債務	6,212百万円

③年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	5,134百万円
期待運用収益	51百万円
数理計算上の差異の発生額	△ 3百万円
特定退職金共済制度への拠出金	161百万円
確定給付企業年金制度への拠出金	118百万円
退職給付の支払額	△ 196百万円
期末における年金資産	5,265百万円

④退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	6,212百万円
年金資産	△5,265百万円
特定退職金共済制度	△2,376百万円
確定給付企業年金制度	△2,888百万円
未積立退職給付債務	947百万円
未認識数理計算上の差異	17百万円
貸借対照表計上額純額	965百万円
退職給付引当金	965百万円

⑤退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	299百万円
利息費用	12百万円
期待運用収益	△ 51百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△ 22百万円
合計	237百万円

（注）子会社負担分2百万円を減額した235百万円を退職給付費用として会計計上しています。

⑥年金資産の主な内訳

ア．特定退職金共済制度

債券	64%
年金保険投資	27%
現金及び預金	4%
その他	5%
合計	100%

イ．確定給付企業年金制度

一般勘定	100%

⑦長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑧割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.31%
長期期待運用収益率	1.00%

(2)特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金は72百万円であり、特例業務負担金引当金から取り崩しています。

なお、同共済組合より示された令和４年３月現在における令和14年３月までの特例業務負担金の将来見込額は754百万円となっています。

13.税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

（単位：百万円）

繰延税金資産の合計	889
退職給付引当金	264
特例業務負担金引当金	209
役員退職慰労金引当金	16
固定資産減損損失	416
有価証券減損処理	57
貸倒引当金超過	18
賞与引当金	96
未払事業税等	52
ポイント引当金	7
その他	68
繰延税金資産小計	1,207
評価性引当額	△ 318
繰延税金負債の合計	△ 114
その他有価証券評価差額金	△ 107
資産除去債務相当資産	△ 7
繰延税金資産の純額	774

14.賃貸等不動産に関する注記

該当する事項なし

15.合併に関する注記

該当する事項なし

16.新規分割に関する注記

該当する事項なし

17.重要な後発事象に関する注記

該当する事項なし

18.収益認識に関する注記

「3.重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

19.その他の注記

該当する事項なし

■連結注記表（令和2年度）

1.連結決算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1)連結の範囲に関する事項

①連結される子会社・子法人等　…１社（株式会社あいち中央サービス）

②非連結子会社・子法人等　……１社（三河安城駐車場株式会社）

非連結子会社は小規模であり、その総資産、売上高、当期純利益の額のうち持分に見合う額、剰余金のうち持分に見合う額及び負債の額のうち持分に見合う額に組合からの当該会社への出資金を加えた額からみて連結から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、連結の対象から除いております。

(2)持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3)連結される子会社の事業年度等に関する事項

①連結される子会社の決算日は次のとおりです。

３月末日：１社

連結される子会社の事業年度末は連結決算日と一致しております。

(4)のれん償却方法及び償却期間

該当する事項なし

(5)剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

継続組合の前提に関する注記

該当する事項なし

2.重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有区分ごとに次のとおり行っています。

・その他有価証券

時価のあるもの……市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）

時価のないもの……移動平均法による原価法

②デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価方法は、時価法を採用しています。

③棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおり行っています。

・購買品（店舗在庫）……売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

・購買品（店舗在庫以外）……移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2)固定資産の減価償却方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法により償却しています。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法により償却しています。

なお、カントリー・ライス施設（安城以外）については、平成23年４月１日以降に取得したものより定額法を採用しています。

主な耐用年数は以下の通りです。

・建物　　５年～ 50年

・機械装置　　２年～ 15年

②無形固定資産

定額法によっています。

なお、借地にかかる造成費等は、残存価額を０として、見込借地期間で均等償却しています。また、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（５年）に基づく定額法により償却しています。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を0とする定額法により償却しています。

(3)引当金の計上方法

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒見込額として必要な額を次のとおり計上しています。

個別貸倒引当金については、破産・特別清算等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）にかかる債権について、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除しその残額を計上しています。

また、現在、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）にかかる債権については債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者ごとの回収可能性を判断し必要と認める額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後１年間の予想損失額または今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間または３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等を平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資管理課等が資産査定を実施し、当該部署から独立した検査部が査定結果を監査しており、その結果に基づいて、上記の引当を行っています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち支給対象期間が今年度に帰属する額を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。

ア．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ．数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度末の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の事業年度から処理することとしています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金規程の定めに基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ポイント引当金

産直事業を主体として、組合員・利用者との関係強化等を目的とする産直ポイント制度に基づき、組合員・利用者に付与したポイントの使用に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

⑥特例業務負担金引当金

特例業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

(4)リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、売買処理をしています。

(5)ヘッジ会計の方法

当組合の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、キャッシュ・フローを固定するヘッジについて、ヘッジ対象となる定期貯金とヘッジ手段である金利スワップ取引の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(6)消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式を採用しています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しています。

(7)決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額が百万円未満の科目については「０」で表示しています。

(8)その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業相互間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業相互間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しております。

（追加情報）

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（改正企業会計基準第24号）の適用に伴い、事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する事項をその他計算書類等の作成のための基本となる事項に記載しております。

3.会計方針の変更に関する注記

該当する事項なし

4.表示方法の変更に関する注記

新設された農業協同組合法施行規則第126条の３の２に基づき、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年３月31日）を適用し、当事業年度より、一般貸倒引当金、固定資産の減損、繰延税金資産の見積りに関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

5.会計上の見積もりに関する注記

(1)貸出金の一般貸倒引当金計上にあたっての貸倒実績率の補正

①当事業年度の計算書類に計上した金額：557百万円

②その他の情報

貸出金などの一般貸倒引当金は、過去の実績をもとにした貸倒実績率を算出し、これに将来見込み等必要な修正を行ったうえで計上しています。将来見込み等必要な修正は、当組合の貸出金のポート・フォリオ、主な内訳及び過去の貸倒状況や地域の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込み等に起因する貸倒リスクを合理的に見積もっています。このうち、地域の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込み等は一定の仮説に基づいており、将来の不確実な地域経済状況等により、翌年度以降の計算書類において計上する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2)固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額：12百万円

②その他の情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合、当該資産グループの将来キャッシュ・フローを見積り、減損を認識するか否かを判定しています。当該将来キャッシュ・フローは、地域の人口動向、経済情勢等組合の外部要因に関する情報や組合が作成した内部資料（過去実績、収支見込み等）をもとに作成した中長期計画及び事業計画」の数値を基礎として、各資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮して見積もっています。このうち、地域の人口動向、経済情勢及び収支見込み等は一定の仮説に基づいており、地域情勢、将来の不確実な経済状況及び組合の経営状況等により、翌年度以降の計算書類において計上する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(3)繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額：341百万円

②その他の情報

繰延税金資産は、翌年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度とし計上しています。

翌年度以降の課税所得の見積りについては、地域の人口動向、経済情勢等組合の外部要因に関する情報や組合が作成した内部資料（過去実績、収支見込み等）をもとに作成した中長期計画及び事業計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積もっております。このうち、地域の人口動向、経済情勢及び収支見込み等は一定の仮説に基づいており、将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって将来の課税所得が見積りと異なった場合には、翌年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

6.連結貸借対照表に関する注記

(1)固定資産の圧縮記帳額

固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額の総額は812百万円であり、その内訳は次のとおりです。

建物　246百万円　　建物附属設備　６百万円　　土地　128百万円

その他の有形固定資産　431百万円　　無形固定資産　０百万円

(2)リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表上に計上した固定資産の他、リースにより使用している重要な資産として、金融窓口端末装置（WM）、業務車両があります。

(3)貸付有価証券

期末に消費貸借契約により貸し付けている有価証券は次のとおりです。

科目	貸借対照表計上額
国債	1,100百万円
合計	1,100百万円

(4)子会社等に対する金銭債権・債務の総額

・子会社等に対する金銭債権の総額　　116百万円

・子会社等に対する金銭債務の総額　　1,604百万円

(5)農協の理事及び監事に対する農協及び子会社等への金銭債権及び金銭債務

・理事及び監事に対する金銭債権の総額　346百万円

・理事及び監事に対する金銭債務の総額　　一百万円

(6)リスク管理債権の状況

（単位：百万円）

破綻先債権	－
延滞債権	430
３ヵ月以上延滞債権	－
貸出条件緩和債権	－
合計	430

①破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）の第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金です。

②延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、上記①及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金です。

③3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅滞している貸出金です。（上記①及び②の貸出金を除きます。）

④貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金です。（上記①、②、③の貸出金を除きます。）

⑤リスク管理債権については、担保・保証及び貸倒引当金によって保全されています。

7.連結損益計算書に関する注記

(1)減損損失に関する事項

①資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当期に減損損失を認識した固定資産は、次のとおりです。

場所	用途	種類
碧南あおいパーク産直	直売所施設	その他固定資産
産直センター「道の駅」デンパーク安城	直売所施設	その他固定資産
ファーマーズマーケットでんまぁと安城北部	直売所施設	その他固定資産
産直センター刈谷北部	直売所施設	その他固定資産
産直センター安城桜井	直売所施設	その他固定資産
福祉健康相談センター（福祉安城南）	福祉事業施設	建物、その他固定資産等
旧高棚支店跡地	遊休資産	土地

当組合は、事業資産については継続的な収支の把握を行っている支店・生活店舗・給油所・福祉関連施設・農機センターを、遊休資産及び賃貸不動産については各資産をグループの最小単位としています。また、本店、農業関係等の共同利用施設についてはJA全体の共用資産としています。

②減損損失の認識に至った経緯

農機事業施設、直売所施設、福祉事業施設は、営業収支が２期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

③特別損失に計上した減損損失の金額及び主な固定資産等の種類ごとの減損損失の内訳

碧南あおいパーク産直　　１百万円（その他固定資産１百万円）

産直センター「道の駅」デンパーク安城

０百万円（その他固定資産０百万円）

ファーマーズマーケットでんまぁと安城北部

１百万円（その他固定資産１百万円）

産直センター刈谷北部　　１百万円（その他固定資産１百万円）

産直センター安城桜井　　０百万円（その他固定資産０百万円）

福祉健康相談センター（福祉安城南）

４百万円（建物0百万円、その他固定資産等4百万円）

旧高棚支店跡地　　０百万円（土地０百万円）

④回収可能価額の算出方法

碧南あおいパーク産直、産直センター「道の駅」デンパーク安城、ファーマーズマーケットでんまぁと安城北部、産直センター刈谷北部、産直センター安城桜井、福祉健康相談センター、旧高棚支店跡地の回収可能価額は、正味売却価額を採用しています。なお、正味売却価額は、土地については固定資産税評価額を合理的に調整した価額に基づいて評価しており、土地以外の資産については売却価値がないものとして評価しています。

8.金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預った貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛知県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

また、デリバティブ取引としてリスクヘッジのために金利スワップ取引を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引にはＡＬＭの一環で行っている金利スワップ取引があります。当組合では、当該取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である固定金利貸出見合いに関わる１年定期貯金に関わる金利の変動リスクに対して一部にヘッジ会計を適用しています。

③金融商品に係るリスク管理体制

ア．信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資管理課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、必要額を貸倒引当金として計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ．市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対

応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

＜市場リスクに係る定量的情報＞

（トレーディング目的以外の金融商品）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金、借入金並びにデリバティブ取引のうちの金利スワップ取引です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.03%下落したものと想定した場合には、経済価値が289百万円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

ウ．資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、「⑵金融商品の時価に関する事項②金融商品の時価の算定方法」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

⑵金融商品の時価に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	807,413	807,461	47
有価証券	62,457	62,457	－
その他有価証券	62,457	62,457	－
貸出金（注１）	154,766		
貸倒引当金（注２）	△ 542		
貸倒引当金控除後	154,224	158,310	4,086
資産計	1,024,095	1,028,229	4,133
貯金	999,957	999,026	930
負債計	999,957	999,026	930
デリバティブ取引（注３）			
ヘッジ会計が適用されているもの	(22)	(22)	－
デリバティブ取引計	(22)	(22)	－

（注１） 貸出金は、貸借対照表上雑資産に計上している従業員貸付金８百万円を含めています。
（注２） 貸倒引当金は、一般貸倒引当金と個別貸倒引当金の合計額を記載しています。
（注３） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（　）で表示しています。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

ア．預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Ｌｉｂｏｒ・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ．有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

ウ．貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利で反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Ｌｉｂｏｒ・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Ｌｉｂｏｒ・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

【負債】

ア．貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Ｌｉｂｏｒ・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

【デリバティブ取引】

イ．ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時価	当該時価の算定方法
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	定期貯金	1,526	960	△ 22	取引金融機関から提示された価格等によっています。
合計			1,526	960	△ 22	

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額
外部出資（注）	26,761
合計	26,761

（注） 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	807,413	－	－	－	－	－
有価証券	5,700	2,479	4,400	600	700	44,700
その他有価証券のうち満期のあるもの	5,700	2,479	4,400	600	700	44,700
貸出金（注1.2.3）	10,291	8,510	8,214	7,936	7,662	112,151
合計	823,405	10,990	12,614	8,536	8,362	156,851

（注１） 貸出金のうち、当座貸越796百万円については「1年以内」に含めています。また期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。
（注２） 貸出金のうち、３ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等94百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。
（注３） 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部のみが実行されている案件21百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（注）	761,612	132,861	102,305	1,222	3,157	343
合計	761,612	132,861	102,305	1,222	3,157	343

（注） 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

9.有価証券に関する注記

⑴その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。また、評価差額2,043百万円から繰延税金負債507百万円を差し引いた額1,536百万円を「その他有価証券評価差額金」として計上しています。

（単位：百万円）

種類		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	10,902	10,599	302
	地方債	13,403	12,797	606
	政府保証債	1,539	1,500	39
	社債	15,696	15,205	491
	受益証券	2,691	1,557	1,133
	小計	44,233	41,659	2,573
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	16,093	16,264	△ 171
	社債	1,950	2,000	△ 49
	受益証券	179	200	△ 20
	小計	18,224	18,464	△ 240
合計		62,457	60,124	2,332

10.退職給付に関する注記

⑴退職給付会計に関する事項

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため特定退職金共済制度及び確定給付企業年金制度を採用しています。

②退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	6,355百万円
勤務費用	251百万円
数理計算上の差異の発生額	34百万円
退職給付の支払額	△ 460百万円
期末における退職給付債務	6,180百万円

③年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	5,155百万円
期待運用収益	51百万円
数理計算上の差異の発生額	△10百万円
特定退職金共済制度への拠出金	177百万円
確定給付企業年金制度への拠出金	119百万円
退職給付の支払額	△ 359百万円
期末における年金資産	5,134百万円

④退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

退職給付債務	6,180百万円
年金資産	△ 5,134百万円
特定退職金共済制度	△ 2,300百万円
確定給付企業年金制度	△ 2,834百万円
退職給付に係る負債	1,045百万円

⑤退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	251百万円
期待運用収益	△ 51百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△28百万円
合計	171百万円

⑥年金資産の主な内訳

ア．特定退職金共済制度

債券	63%
年金保険投資	26%
現金及び預金	6%
その他	5%
合計	100%

イ．確定給付企業年金制度

一般勘定	100%

⑦長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑧割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.19%
長期期待運用収益率	1.00%

⑵厚生年金と農林年金の統合に伴う特例業務負担金の金額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金は79百万円であり、特例業務負担金引当金から取り崩しています。なお、同共済組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は829百万円となっています。

11.税効果会計に関する注記

⑴繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

（単位：百万円）

繰延税金資産の合計	934
退職給付に係る負債	247
特例業務負担金引当	233
固定資産減損損失	429
有価証券減損処理	57
貸倒引当金超過	18
賞与引当金	99
未払事業税等	46
繰延ヘッジ損失	6
ポイント引当金	19
その他	91
繰延税金資産小計	1,249
評価性引当額	△ 314
繰延税金負債の合計	△ 593
その他有価証券評価差額金	△ 581
資産除去債務相当資産	△ 7
その他	△ 3
繰延税金資産の純額	341

12.賃貸等不動産に関する注記

該当する事項なし

13.合併に関する注記

該当する事項なし

14.新規分割に関する注記

該当する事項なし

15.重要な後発事象に関する注記

該当する事項なし

16.その他の注記

該当する事項なし

(8) 連結剰余金計算書

（単位：百万円）

科　　目	令和4年度	令和3年度	令和2年度
連結剰余金期首残高	58,211	55,778	53,688
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	－
会計方針の変更を反映した連結剰余金期首残高	－	－	－
連結剰余金増加高	－	－	－
連結剰余金減少高	142	141	209
支払配当金	142	141	209
当期剰余金	2,239	2,574	2,300
連結剰余金期末残高	60,309	58,211	55,778

(9) 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権

（単位：百万円）

項　　目	令和4年度	令和3年度	令和2年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	176	205	115
危険債権額	254	262	315
要管理債権額	－	－	－
三月以上延滞債権額	－	－	－
貸出条件緩和債権額	－	－	－
小計	430	468	430
正常債権額	157,095	157,928	154,411
合計	157,526	158,396	154,842

(10) 連結事業年度の事業別経常収益等

（単位：百万円）

項　　目		令和4年度	令和3年度	令和2年度
信用事業	事業収益	7,768	7,495	7,650
	経常利益	3,804	3,791	3,190
	資産の額	1,057,693	1,047,192	1,031,032
共済事業	事業収益	2,414	2,628	2,620
	経常利益	780	958	826
	資産の額	11	43	38
農業関連事業	事業収益	6,002	5,629	6,253
	経常利益	△ 409	△ 459	△ 341
	資産の額	3,594	3,410	3,416
その他事業	事業収益	2,354	2,326	3,432
	経常利益	△ 677	△ 695	△ 529
	資産の額	45,102	43,967	42,361
計	事業収益	18,540	18,079	19,957
	経常利益	3,498	3,594	3,146
	資産の額	1,106,402	1,094,614	1,076,848

(11) 連結自己資本の状況

■連結自己資本比率の状況

令和5年3月末における連結自己資本比率は、16.99%になりました。
連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○　普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	あいち中央農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	3,605百万円（前年度3,580百万円）

（注）回転出資による資本調達はありません。

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、ＪＡを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

■連結自己資本の充実の状況

（単位：百万円）

項　目	令和4年度	経過措置による不算入額
コア資本にかかる基礎項目　（1）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	63,765	
うち、出資金及び資本準備金の額	3,605	
うち、再評価積立金の額	－	
うち、利益剰余金の額	60,309	
うち、外部流出予定額　（△）	142	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 8	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	△ 236	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	△ 236	
うち、適格引当金コア資本算入額	－	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	
うち、回転出資金の額	－	
うち、上記以外に該当するものの額	－	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	
コア資本にかかる基礎項目の額　（イ）	63,529	
コア資本にかかる基礎項目　（2）		
無形固定資産（モーゲージ･サービシング･ライツに係るものを除く。）の額の合計額	61	
うち、のれんに係るものの額	－	
うち、のれん及びモーゲージ･サービシング･ライツに係るもの以外の額	61	
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	
適格引当金不足額	－	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	
前払年金費用の額	－	
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	－	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	
うち、モーゲージ･サービシング･ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	－	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	
うち、モーゲージ･サービシング･ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	61	
自己資本		
自己資本の額（（イ）ー（ロ））　（ハ）	63,468	
リスク･アセット等　（3）		
信用リスク･アセットの額の合計額	348,631	
資産（オン･バランス）項目	348,410	
うち、経過措置によりリスク･アセットの額に算入される額の合計額	1,576	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク･アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク･アセットの額を控除した額（△）	1,576	
うち、上記以外に該当するものの額	－	
オフ･バランス項目	220	
CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額	－	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク･アセットの額	－	
オペレーショナル･リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	24,717	
信用リスク･アセット調整額	－	
オペレーショナル･リスク相当額調整額	－	
リスク･アセット等の額の合計額　（ニ）	373,348	
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	16.99%	

（注１）「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第２号）に基づき算出しています。
（注２）当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用にあっては信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあっては基礎的手法を採用しています。
（注３）当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

（単位：百万円）

項　目	令和3年度	経過措置による不算入額
コア資本にかかる基礎項目　（1）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	61,649	
うち、出資金及び資本準備金の額	3,589	
うち、再評価積立金の額	－	
うち、利益剰余金の額	58,211	
うち、外部流出予定額　（△）	141	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 8	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	△ 236	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	△ 236	
うち、適格引当金コア資本算入額	－	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	
うち、回転出資金の額	－	
うち、上記以外に該当するものの額	－	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	
コア資本にかかる基礎項目の額　（イ）	61,413	
コア資本にかかる基礎項目　（2）		
無形固定資産（モーゲージ･サービシング･ライツに係るものを除く。）の額の合計額	71	
うち、のれんに係るものの額	－	
うち、のれん及びモーゲージ･サービシング･ライツに係るもの以外の額	71	
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	
適格引当金不足額	－	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	
前払年金費用の額	－	
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	－	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	
うち、モーゲージ･サービシング･ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	－	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	
うち、モーゲージ･サービシング･ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	71	
自己資本		
自己資本の額（（イ）ー（ロ））　（ハ）	61,341	
リスク･アセット等　（3）		
信用リスク･アセットの額の合計額	345,406	
資産（オン･バランス）項目	345,195	
うち、経過措置によりリスク･アセットの額に算入される額の合計額	3,153	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク･アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク･アセットの額を控除した額（△）	3,153	
うち、上記以外に該当するものの額	－	
オフ･バランス項目	211	
CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額	－	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク･アセットの額	－	
オペレーショナル･リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	24,608	
信用リスク･アセット調整額	－	
オペレーショナル･リスク相当額調整額	－	
リスク･アセット等の額の合計額　（ニ）	370,015	
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	16.58%	

（注１）「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第２号）に基づき算出しています。
（注２）当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用にあっては信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあっては基礎的手法を採用しています。
（注３）当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

（単位：百万円）

項　目	令和2年度	経過措置による不算入額
コア資本にかかる基礎項目　（1）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	59,210	
うち、出資金及び資本準備金の額	3,579	
うち、再評価積立金の額	－	
うち、利益剰余金の額	55,778	
うち、外部流出予定額　（△）	141	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 6	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	494	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	494	
うち、適格引当金コア資本算入額	－	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	
うち、回転出資金の額	－	
うち、上記以外に該当するものの額	－	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	
コア資本にかかる基礎項目の額　（イ）	59,704	
コア資本にかかる基礎項目　（2）		
無形固定資産（モーゲージ･サービシング･ライツに係るものを除く。）の額の合計額	66	
うち、のれんに係るものの額	－	
うち、のれん及びモーゲージ･サービシング･ライツに係るもの以外の額	66	
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	
適格引当金不足額	－	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	
前払年金費用の額	－	
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	－	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	
うち、モーゲージ･サービシング･ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	－	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	
うち、モーゲージ･サービシング･ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	66	
自己資本		
自己資本の額（（イ）ー（ロ））　（ハ）	59,638	
リスク･アセット等　（3）		
信用リスク･アセットの額の合計額	338,721	
資産（オン･バランス）項目	338,503	
うち、経過措置によりリスク･アセットの額に算入される額の合計額	5,634	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク･アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク･アセットの額を控除した額（△）	5,634	
うち、上記以外に該当するものの額	－	
オフ･バランス項目	217	
CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額	－	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク･アセットの額	－	
オペレーショナル･リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	24,409	
信用リスク･アセット調整額	－	
オペレーショナル･リスク相当額調整額	－	
リスク･アセット等の額の合計額　（ニ）	363,130	
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	16.42%	

（注１）「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第２号）に基づき算出しています。
（注２）当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用にあっては信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあっては基礎的手法を採用しています。
（注３）当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

MEMO

JAあいち中央の組織

地　区

組合員数

（単位：組合員数）

			令和4年度末	令和3年度末	令和2年度末
正組合員	個　人		13,984	13,882	13,965
	法人	農事組合法人	15	13	14
		その他の法人	17	14	12
	計		14,016	13,909	13,991
准組合員	個　人		49,267	48,377	47,167
	法人	農事組合法人	1	1	1
		その他の団体	25	26	26
	計		49,293	48,404	47,194
合　計			63,309	62,313	61,185

1.当年度末正組合員戸数：12,296戸
2.当年度末准組合員戸数：38,876戸

出資口数

（単位：口）

	令和4年度末	令和3年度末	令和2年度末
正組合員	2,145,218	2,149,451	2,166,728
准組合員	1,454,209	1,431,031	1,406,407
処分未済持分	6,177	8,618	6,519
合　計	3,605,604	3,589,100	3,579,654

1.出資１口金額　1,000 円
2.当年度末払込済出資総額　3,605,604,000 円
3.１正組合員当たり出資金額　153,054 円
4.１組合員の持口最高限度　2,000 口

役員の状況

（令和5年6月23日現在）

役職名	氏名		役職名	氏名	
代表理事 組合長	渥美　純一	常勤	理事	田中　寛孝	非常勤 総務委員
代表理事 専務	酒井　一宏	常勤	理事	冨田　喜美夫	非常勤 金融共済委員
常務理事	鈴木　重幸	常勤 経済担当	理事	丹村　厚子	非常勤 経済委員
常務理事	野澤　昭博	常勤 総務担当	理事	禰宜田　時晴	非常勤 経済委員（委員長）
常務理事	中野　幸彦	常勤 金融共済担当	理事	野々山　徳雄	非常勤 経済委員
理事	石川　朋幸	非常勤 総務委員	理事	野村　克仁	非常勤 金融共済委員
理事	石川　正美	非常勤 総務委員	理事	野村　豊美	非常勤 総務委員
理事	稲垣　巨樹	非常勤 金融共済委員	理事	早川　由美子	非常勤 金融共済委員
理事	犬塚　正夫	非常勤 総務委員	理事	原田　孝司	非常勤 総務委員
理事	今泉　眞佐子	非常勤 金融共済委員	理事	菱田　政量	非常勤 金融共済委員
理事	岡田　保治	非常勤 経済委員（副委員長）	理事	藤浦　利吉	非常勤 経済委員
理事	神谷　俊治	非常勤 総務委員（委員長）	理事	藤田　重秋	非常勤 金融共済委員
理事	神谷　孝雄	非常勤 経済委員	理事	山本　坂一	非常勤 総務委員（副委員長）
理事	神谷　博之	非常勤 金融共済委員（委員長）	代表監事	神谷　敏彦	非常勤(員外監事)
理事	川角　陸広	非常勤 総務委員	常勤監事	神谷　武	常勤
理事	金原　節子	非常勤 金融共済委員（副委員長）	監事	安面　光敏	非常勤
理事	齋藤　卓	非常勤 経済委員	監事	石川　洋路	非常勤
理事	杉浦　克敏	非常勤 経済委員	監事	神谷　達也	非常勤
理事	杉浦　千秋	非常勤 総務委員	監事	岡田　康広	非常勤
理事	杉浦　英彦	非常勤 金融共済委員		理事	監事	計
理事	杉浦　るみこ	非常勤 経済委員	常勤	5名	1名	6名
理事	鈴木　修	非常勤 経済委員	非常勤	31名	5名	36名
理事	鈴木　勝之	非常勤 総務委員	計	36名	6名	42名

職員数

	令和4年度末			令和3年度末			令和2年度末		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
一般職員	499人	547人	1,046人	504人	550人	1,054人	507人	539人	1,046人
うち出向者	10人	3人	13人	13人	2人	15人	11人	1人	12人
営農指導員	28人	12人	40人	30人	11人	41人	29人	13人	42人
生活指導員	2人	15人	17人	2人	14人	16人	1人	17人	18人
合計	529人	574人	1,103人	536人	575人	1,111人	537人	569人	1,106人
うち常勤嘱託等	79人	242人	321人	75人	252人	327人	69人	251人	320人
確定拠出年金運営管理業に従事する職員数									
平均年齢	39歳　6ヶ月			39歳　4ヶ月			39歳　4ヶ月		
平均勤続年数	17年　6ヶ月			17年　5ヶ月			17年　8ヶ月		

※1 職員数は、出向者、休職者及び常勤嘱託等を含んでおり、被出向者及び臨時的又は季節的雇用者を含んでいません。
※2「平均年齢」及び「平均勤続年数」は常勤嘱託等を除いた値です。
※3 年度末退職者は含んでいません。

会計監査人の名称

みのり監査法人（令和5年4月現在）　所在地　東京都港区芝5-29-11　G−BASE田町14階

組織図（令和5年4月1日現在）経営組織機構

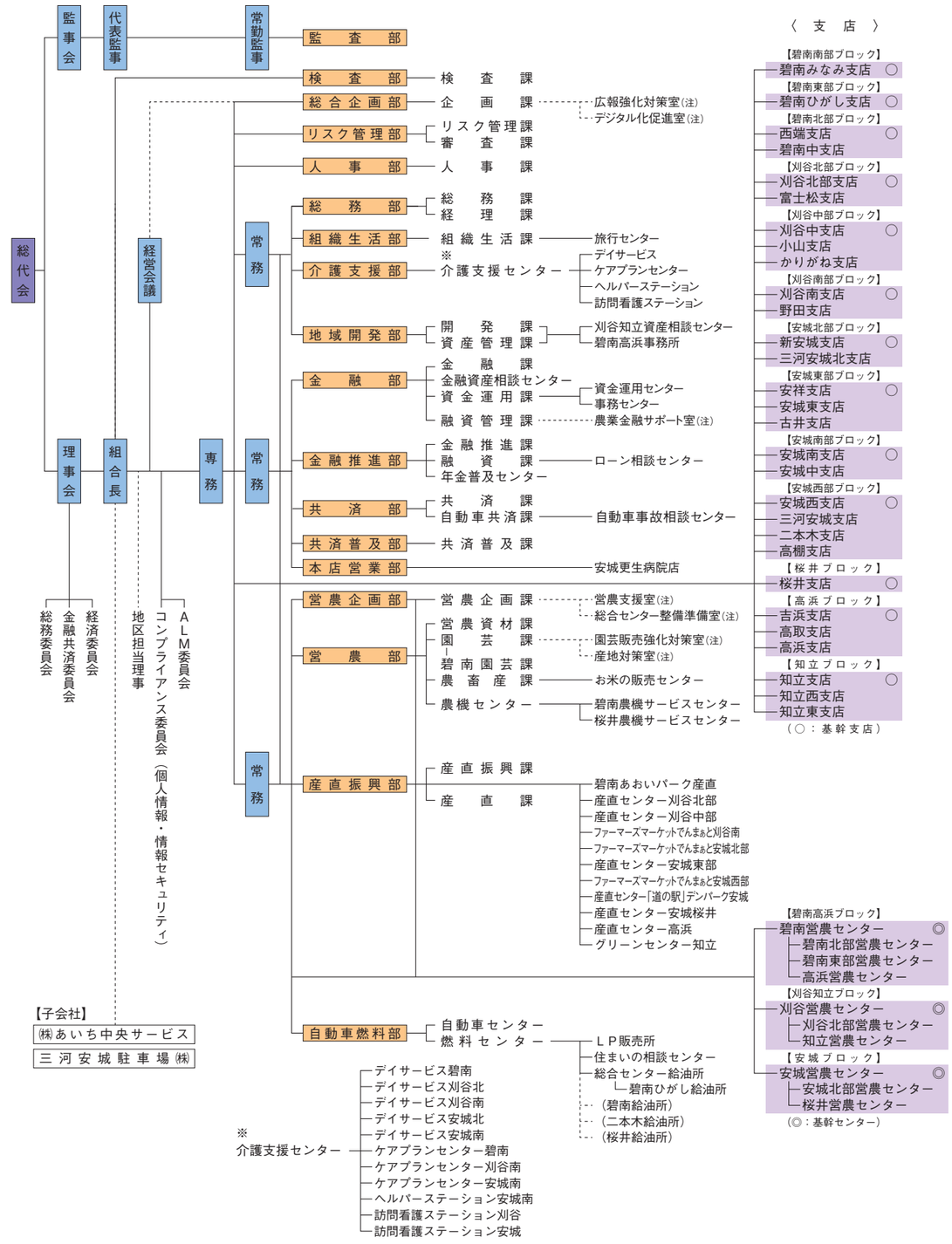

（注1）組織単位とは別に短中期的な課題や目的を達成するための業務分担上の単位として室を表示しています。
（注2）系統組織が経営している事業所について、括弧で表示しています。

信用店舗網・ＡＴＭのご案内

（令和5年4月1日現在）

市	※1	名　称	住　所	電話番号（0566）	FAX番号（0566）	ATM 設置台数	ATM ご利用時間
安城市	1	本店	御幸本町 501-1	73-5510	73-5534	2台	8:00~21:00
		安城更生病院店	安城町東広畔 28	73-5551	73-5552	敷地内1台	9:00~19:00 ※2
						2階1台	8:00~21:00
	2	新安城支店	東栄町 4-5-15	97-8639	97-8701	2台	8:00~21:00
		イトーヨーカドー安城店 キャッシュコーナー	住吉町 3-472-1	－	－	1台	9:00~21:00 ※3
		志貴店 キャッシュコーナー	尾崎町北屋敷 3	－	－	1台	8:30~21:00 ※4
	3	三河安城北支店	篠目町井山 98-13	76-3249	76-1617	1台	8:00~21:00
		カーマホームセンター安城店 キャッシュコーナー	池浦町池東 2-4	－	－	1台	8:30~21:00 ※4
	4	安祥支店	安城町宮地 18-1	74-2439	74-4386	1台	8:00~21:00
	5	安城東支店	大岡町的場 15	76-3248	76-3106	1台	8:00~21:00
	6	古井支店	古井町鍋屋町 56	76-3490	76-3153	1台	8:00~21:00
	7	安城南支店	和泉町南家下 6-1	92-0007	92-3248	1台	8:00~21:00
		東端店 キャッシュコーナー	東端町住吉 68-7	－	－	1台	8:30~21:00 ※4
	8	安城中支店	赤松町浄善 50	92-7730	92-6046	1台	8:00~21:00
	9	安城西支店	福釜町釜ケ渕 7-1	76-3235	76-6504	1台	8:00~21:00
		ピアゴ福釜店 キャッシュコーナー	福釜町矢場 16-2	－	－	1台	9:00~20:00 ※3
	10	三河安城支店	箕輪町唐生 83-1	74-0646	74-1317	1台	8:00~21:00
	11	二本木支店	緑町 1-24-4	76-2208	76-3770	1台	8:00~21:00
	12	高棚支店	高棚町中島 151	92-0775	92-6395	1台	8:00~21:00
	13	桜井支店	姫小川町芝山 5-3	99-0831	99-4951	2台	8:00~21:00
		三ツ川店 キャッシュコーナー	藤井町西山 138	－	－	1台	8:30~21:00 ※4
		アピタ安城南店 キャッシュコーナー	桜井町貝戸尻 60	－	－	1台	9:00~21:00 ※3
碧南市	14	碧南みなみ支店	塩浜町 7-115	41-2430	48-7113	1台	8:00~21:00
		碧南市役所店 キャッシュコーナー	松本町 33-1	－	－	1台	8:00~21:00
	15	碧南ひがし支店	照光町 5-27	41-1063	48-7119	1台	8:00~21:00
		ピアゴ碧南東店 キャッシュコーナー	東浦町 6-17	－	－	1台	8:00~21:00
	16	西端支店	上町 5-32	48-1411	48-7199	1台	8:00~21:00
	17	碧南中支店	鶴見町 6-77-3	41-1021	48-7100	1台	8:00~21:00
		ドン・キホーテUNY碧南店 キャッシュコーナー	天王町 2-1	－	－	1台	9:00~21:00 ※3

市	※1	名　称	住　所	電話番号（0566）	FAX番号（0566）	ATM 設置台数	ATM ご利用時間
刈谷市	18	刈谷北部支店	東境町神田 36-1	36-5211	36-5212	1台	8:00~21:00
		ピアゴ井ヶ谷店 キャッシュコーナー	井ケ谷町下前田 35-1	－	－	1台	8:00~21:00
	19	富士松支店	泉田町割田 78-1	21-0172	23-1057	1台	8:00~21:00
	20	刈谷中支店	神田町 2-20	21-0150	21-0151	1台	8:00~21:00
		元刈谷店 キャッシュコーナー	御幸町 4-15	－	－	1台	8:30~21:00 ※4
	21	小山支店	高倉町 2-202	21-0312	21-0644	1台	8:00~21:00
	22	かりがね支店	築地町 2-2-1	23-0227	23-0314	1台	8:00~21:00
	23	刈谷南支店	小垣江町八角 151	21-4324	21-5303	1台	8:00~21:00
		ファミリーマート半城土中町店 キャッシュコーナー	半城土中町 2-24-18	－	－	1台	8:30~21:00 ※4
	24	野田支店	野田町六地蔵 35	21-5358	21-5359	1台	8:00~21:00
		東刈谷店 キャッシュコーナー	東刈谷町 1-14-4	－	－	1台	8:30~21:00 ※4
高浜市	25	吉浜支店	屋敷町 2-3-1	53-0242	52-3248	1台	8:00~21:00
		Ｔぽーと店 キャッシュコーナー	神明町 8-20-1	－	－	1台	9:00~21:00
	26	高取支店	本郷町 6-7-1	53-1255	53-1256	1台	8:00~21:00
	27	高浜支店	稗田町 4-1-2	53-0208	53-2010	1台	8:00~21:00
知立市	28	知立支店	新池 1-34	81-1390	81-1382	2台	8:00~21:00
		カーマホームセンター知立店 キャッシュコーナー	谷田町北屋下 101-7	－	－	1台	8:30~21:00 ※4
	29	知立西支店	上重原 2-8	81-1398	81-2298	1台	8:00~21:00
	30	知立東支店	来迎寺町広海道 20-10	81-1391	81-1392	1台	8:00~21:00
						ＡＴＭ設置状況：合計 52台	

※1　地図内番号（118ページの信用店舗マップを参照）
※2　安城更生病院の診療日に準じます。
※3　店舗の休業日はご利用できません。
※4　令和5年8月1日より、ご利用時間が8:30～17:30に変更となります。

主な施設一覧

■あいち中央農業協同組合　組織・部署一覧

（令和5年4月1日現在）

部署名		電話(0566)	郵便番号	住所
監査部		73-5501	446-8601	安城市御幸本町501-1
検査部	検査課	73-5547		
総合企画部	企画課	73-5502		
リスク管理部	リスク管理課	73-5676		
	審査課	73-5311		
人事部	人事課	73-5503		
総務部	総務課	73-5500		
	経理課	73-5505		
組織生活部	組織生活課	73-4450	446-0046	安城市赤松町浄善50
	旅行センター	92-7171		
介護支援部	介護支援センター	92-6616	444-1221	安城市和泉町南家下6-1
	デイサービス碧南	46-1200	447-0882	碧南市日進町2-27
	ケアプランセンター碧南	46-1210		
	デイサービス刈谷北	62-6322	448-0003	刈谷市一ツ木町5-5-10
	デイサービス刈谷南	27-8811	448-0813	刈谷市小垣江町八角151
	ケアプランセンター刈谷南	27-8881		
	訪問看護ステーション刈谷	27-8836		
	デイサービス安城北	98-1121	446-0004	安城市尾崎町北屋敷25
	デイサービス安城南	92-6814	444-1221	安城市和泉町南家下6-1
	ケアプランセンター安城南	92-6610		
	ヘルパーステーション安城南	92-6714		
	訪問看護ステーション安城	92-6675		
地域開発部	安城資産相談センター	76-5140	446-0051	安城市箕輪町唐生83-1
	刈谷知立資産相談センター	21-4627	448-0851	刈谷市神田町2-20
	碧南高浜事務所	52-8643	444-1311	高浜市本郷町6-7-1
金融部	金融課	73-5506	446-8601	安城市御幸本町501-1
	金融資産相談センター	73-5546		
	資金運用課	73-5508		
	資金運用センター	73-5508		
	事務センター	73-5508		
	融資管理課	73-5509		
金融推進部	金融推進課	73-5530		
	融資課	73-5507		
	ローン相談センター（本店）	73-5638		
	ローン相談センター（刈谷）	62-4700	448-0037	刈谷市高倉町2-202
	年金普及センター	73-5698	446-8601	安城市御幸本町501-1
共済部	共済課	73-5521		
	自動車共済課	73-5511		
	自動車事故相談センター	73-5512		
共済普及部	共済普及課	73-5520		
本店営業部		73-5510		
	安城更生病院出張所	73-5551	446-0026	安城市安城町東広畔28
営農企画部	営農企画課	73-4400	446-0046	安城市赤松町浄善50
営農部	営農資材課	73-4402		
	園芸課	73-4403		
	碧南園芸課	42-3570	447-0844	碧南市港本町4-40
	農畜産課	73-4406	446-0046	安城市赤松町浄善50
	お米の販売センター	73-4407		
	農機センター	73-4409		
	碧南農機サービスセンター	42-5608	447-0844	碧南市港本町4-40
	桜井農機サービスセンター	99-1157	444-1162	安城市小川町向田1

部署名		電話(0566)	郵便番号	住所
産直振興部	産直振興課	73-8181	446-0046	安城市赤松町浄善50
	碧南あおいパーク産直	46-0016	447-0825	碧南市江口町3-15-3
	産直センター刈谷北部	35-1080	448-0007	刈谷市東境町神田36-1
	産直センター刈谷中部	62-1055	448-0011	刈谷市築地町4-2-7
	ファーマーズマーケットでんまぁと刈谷南	27-8817	448-0813	刈谷市小垣江町八角151
	ファーマーズマーケットでんまぁと安城北部	96-1051	446-0007	安城市東栄町4-5-15
	産直センター安城東部	76-6503	446-0026	安城市安城町宮前46-3
	ファーマーズマーケットでんまぁと安城西部	72-7333	446-0052	安城市福釜町釜ケ渕1-1
	産直センター「道の駅」デンパーク安城	73-4401	446-0046	安城市赤松町梶5
	産直センター安城桜井	73-7177	444-1154	安城市桜井町三度山65-1
	産直センター高浜	54-3030	444-1311	高浜市本郷町6-7-1
	グリーンセンター知立	85-0050	472-0005	知立市新池1-41
	産直課	73-8181	446-0046	安城市赤松町浄善50
碧南営農センター		42-6778	447-0844	碧南市港本町4-40
	碧南北部営農センター	42-0865	447-0062	碧南市古川町2-15
	碧南東部営農センター	41-3533	447-0027	碧南市照光町5-27
	高浜営農センター	53-2098	444-1311	高浜市本郷町6-7-1
刈谷営農センター		27-8810	448-0813	刈谷市小垣江町八角151
	刈谷北部営農センター	36-5121	448-0007	刈谷市東境町神田36-1
	知立営農センター	81-1703	472-0012	知立市八ツ田町泉10
安城営農センター		73-4440	446-0046	安城市赤松町浄善50
	安城北部営農センター	96-0750	446-0007	安城市東栄町4-5-15
	桜井営農センター	99-0150	444-1162	安城市小川町向田1
自動車燃料部	自動車センター	73-4412	446-0046	安城市赤松町浄善50
	燃料センター	73-4413		
	ＬＰ販売所	73-4413		
	住まいの相談センター	73-4410		
	総合センター給油所	73-4414		
	碧南ひがし給油所	42-6476	447-0027	碧南市照光町5-27
碧南給油所（注）		48-6621	447-0838	碧南市権田町1-25
二本木給油所（注）		75-1043	446-0055	安城市緑町1-25-7
桜井給油所（注）		99-3081	444-1162	安城市小川町御林62

（注）セルフ給油所は㈱ＪＡあいちエネルギーに経営を委託しています。

■株式会社あいち中央サービス　組織・部署一覧

部署名		電話(0566)	郵便番号	住所
管理部		71-5071	446-0056	安城市三河安城町1-10-14
やすらぎ事業部	JAやすらぎセンター	74-1330		
生活事業部	JA生活クリーンセンター	71-5070		
保険業務部		73-5540	446-8601	安城市御幸本町501-1
開発事業部		76-5140	446-0051	安城市箕輪町唐生83-1
業務部	駐車場管理センター	77-3336	446-0056	安城市三河安城町1-10-14

■三河安城駐車場株式会社

MAパーク駐車場	74-8560	446-0056	安城市三河安城町1-10-14

※複合施設以外の信用店舗は、別項で表示しています。
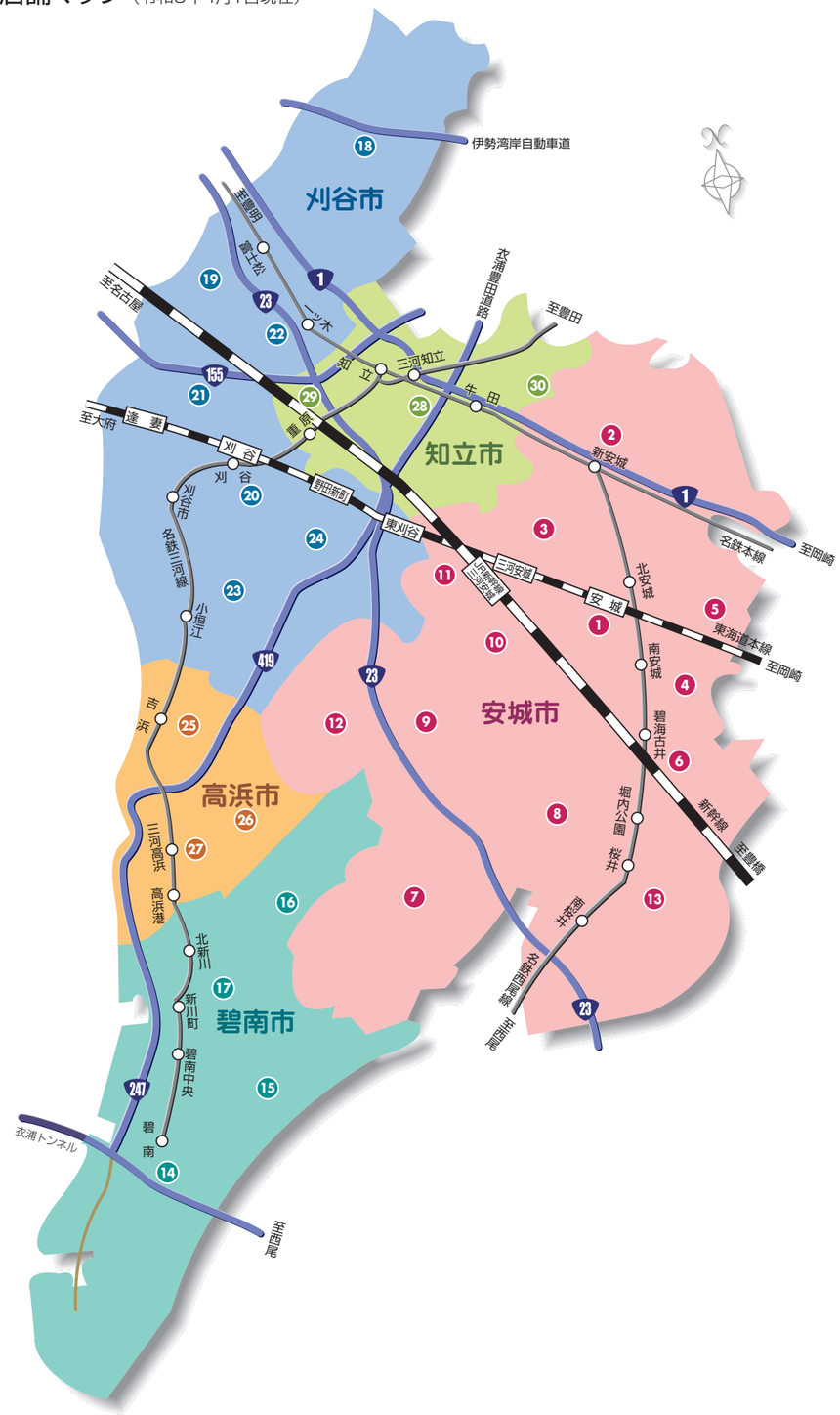
■信用店舗マップ（令和5年4月1日現在）